

# 平成25年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成25年3月7日(木曜日)

## 議事日程 第1号

平成25年3月7日(木曜日)午前9時開議

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 議長諸報告  |
| 日程第 4 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について(委員会研修視察報告)   |
| 日程第 5 | 請願・陳情文書表   |
| 日程第 6 | 議案第 1号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について<br>議案第 2号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について<br>議案第 3号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について   |
| 日程第 7 | 議案第 4号 町道路線の廃止について<br>議案第 5号 町道路線の認定について   |
| 日程第 8 | 議案第 6号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更について  |
| 日程第 9 | 議案第 7号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第10 | 議案第 8号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第11 | 議案第 9号 みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について<br>議案第10号 みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について<br>議案第11号 みなかみ町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について |
| 日程第12 | 議案第12号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例及びみなかみ町福祉作業所条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第13 | 議案第13号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第14 | 議案第14号 みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第15 | 議案第15号 みなかみ町新型インフルエンザ等対策本部条例について   |
| 日程第16 | 議案第16号 みなかみ町赤沢スキー場基金条例を廃止する条例について  |
| 日程第17 | 議案第17号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第18 | 議案第18号 みなかみ町教育基金条例を廃止する条例について  |
| 日程第19 | 議案第19号 平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について<br>議案第20号 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に  |

ついて

議案第21号 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議案第22号 平成24年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第23号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第24号 平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第20

議案第25号 平成25年度みなかみ町一般会計予算について

議案第26号 平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について

議案第27号 平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第28号 平成25年度みなかみ町介護保険特別会計予算について

議案第29号 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について

議案第30号 平成25年度みなかみ町水道事業会計予算について

日程第21

一般質問

島崎栄一 君 . . . 1. 猿やイノシシの害のことについて

林 一彦 君 . . . 1. みなかみ町をエコパークにするのか

林喜美雄 君 . . . 1. きらりと光るみなかみブランド育成支援について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(17人)

1番	小林	洋君	2番	内海	敏久君
3番	中島	信義君	4番	欠員	
5番	阿部	賢一君	6番	林	一彦君
7番	山田	庄一君	8番	河合	生博君
9番	林	喜美雄君	10番	原澤	良輝君
11番	島崎	栄一君	12番	高橋	市郎君
13番	久保	秀雄君	14番	小野	章一君
15番	中村	正君	16番	河合	幸雄君
17番	鈴木	勲君	18番	森下	直君

欠席議員 なし

## 会議録署名議員

5番	阿部	賢一君	15番	中村	正君
----	----	-----	-----	----	----

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 本間泉

## 説明のため出席した者

町長	岸	良昌君	副町長	鬼頭	春二君
教育長	牧野	堯彦君	総務課長	篠田	朗君
総合政策課長	青木	寿君	税務課長	石坂	和利君
会計課長	永井	泰一君	町民福祉課長	青柳	健市君
子育て健康課長	関	章二君	環境課長	須藤	信保君
上下水道課長	杉木	清一君	農政課長	高橋	正次君
観光商工課長	真庭	敏君	まちづくり交流課長	宮崎	育雄君
地域整備課長	増田	伸之君	教育課長	岡田	宏一君
水上支所長	中島	直之君			

開 会

午前9時02分 開会

議 長（森下 直君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般わたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。これより平成25年第1回3月みなかみ町議会定例会を開催いたします。

なお、8番河合生博君につきましては、風邪を引いているのでジャンパーを着用させていただきたいということで申し出がありましたので、許可をいたします。

町長あいさつ

議 長（森下 直君） 本定例会に際して、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 平成25年3月定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、本年第1回目となります議会招集のご案内を差し上げましたところ、早速ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

12月議会閉会から本日までの間、年末年始の大変お忙しい中、いつもどおり熱心な議会活動を行っていただいております。議員の派遣をいただいた3件の海外での調査活動についても、町民に開かれた形でご報告をいただきました。私も報告を聞かせていただき、議員各位の調査における知見や今後の展開に対する考え方が理解でき、議会としての政策の提案に生かされてくるものと大きく期待しているところであります。また、県外や県内調査についても、それぞれの委員会ごとに複数回行っていただきました。大変多く開催され、改めて議員各位のご尽力に感謝申し上げる次第であります。

さて、国政においては、昨年末12月26日に安倍総理を首班とする政権が成立し、群馬県関係者も政権中枢で重責を担っていらっしゃるところであります。安倍総理は、「我が国の経済の復活」ということをテーマに掲げ、いわゆるアベノミクスとして、機動的な財政政策、インフレターゲットの設定を含む大胆な金融緩和、そして、それらを通じた民間活力の向上による持続的な経済発展につなげる成長戦略を3本の矢と称して提唱されています。国際的な理解も得る中で、国内でも支持する意見が強く、経済活動の力強さがその第一歩を踏み出した様子と理解しておるところであります。

そのような状況下で、中央での経済の動きを何とかみなかみ町に波及効果を持つてくることが当面の緊急課題と意識しております。

国の24年度補正予算が2月26日に参議院での議決により成立いたしました。決め

られる政治の復活とも言われ始めているようであります。国の補正予算についても、ぜひみなかみ町の抱えている問題の解決に向けて活用したいと考えているところであります。

さて、今議会の一般質問については、8名の議員から通告をいただいております。一般質問の意義については、前回12月議会での答弁時に私の理解しているところを述べさせていただいたところであります。

繰り返しになりますが、再度述べさせていただきます。

審査機関であると同時に政策立案機関である議会の構成員が執行側のその時点での考え方を確認し、政策立案に向けて合意機関である議会の総意をつくり上げるために執行の状況を確認する質問というふうに理解しております。執行に当たっての現行の進め方を変えさせたり、新規の施策を採用させるためという言い方もありますけれども、決してそのように執行機関から一步引いて限定的な考えにとどまる必要はないのではないかとというふうに思っております。

いずれにつきましても、一般質問は、公開の場で執行上の考え方を明確にするという重要な役割を担っておりますので、多くのご質問をいただけることは大変ありがたく、質問に応じて現在の執行状況について真摯に答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、今議会では、4月の新年度から適用する条例について数多く提案させていただいております。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、これに基づきまして、これまで地方自治体に対し、法律で義務づけられていた事項や枠づけられていた事項について、地方自治体でそれぞれ条例等によりみずから決定することになっております。

今回の上程条例も幾つかそのようなものですが、実態で申し上げれば、法律の各項目についてこれまでの省令で定めている基準に従うべきもの、標準として定めるもの、基準を参酌するもの等具体的な指示があり、地方の自立性と自主性を尊重するという地方分権を推進する精神とは相入れない状況であります。

しかしながら、法律から除外された基準等を早急に整備する必要がありますので、当面は関連各省の示した定型に従い条例で定め、今後運用する中でみなかみ町の実情に合わせ、徐々に変更を検討するというようにいたしたいと思っております。

また、「出産祝金の支給を定める条例」は、今申し上げたものとは違いまして、本会議での一般質問における質疑の結果、あるいはそれを受けてのその後の関係する常任委員会での検討経緯を反映して改正しようとするものであります。経緯や経過からして議会のご提案による本会議上程が適切とは考えられますが、25年度当初からの適用が好ましいものと考えまして、25年度予算は改正後の手当額で計上している等のこともありますので、厚生常任委員会での議員のご議論を最大限斟酌しつつ作成した原案を長であります私のほうから提案させていただいたものであります。

さて、24年度補正第7号と25年度予算の関係について申し述べさせていただきますと、例年の処理とは多少異なっております。

国の予算編成におきましても、「日本経済の再生に向けた緊急経済対策」が定められ、経済の復活を目指すいわゆるアベノミクスの3本の矢のうちの一つである緊急的な財政指標として補正予算が生まれ、25年度予算はこの緊急対策と一体のものとして、15カ月予算ということが言われております。特に社会資本整備に関しては、平成25年度予算は、公共投資額5.7兆円と通常のペースで計上されており、それと一体の整備促進部分が平成24年度補正に計上されているところであります。

補正予算で提起された施策のうち、みなかみ町の課題を解決するのに活用できそうなものについて積極的に導入を図るべく、県経由の情報を待つことなく、直接国の機関からの情報収集に努めるなどしてまいりましたが、各省の段階での取り扱いがなかなか決定されないものや、決定された段階では既に我が町での利用が困難であるものなども多くありました。

今回の国の補正予算については、直接的に末端市町村段階で利用することの難しさを知ったところではあります。とはいいながら、24年度補正予算枠の事業として協議したものがそのことにより25年度の事業として実施できることになったものであるとか、従前の制度では、支援が受けられなかった課題に対応が期待できるものなども出てまいりました。

審議をお願いいたしますみなかみ町の平成24年度第7号補正予算は、例年どおりの年度末に向けての費目ごとの調整が項目としては大変多くなっておりますが、今申し上げた国の24年度緊急補正に関連するものも含まれてございます。さらに、国の段階で25年度に繰り越して執行するものや、特定目的の基金を造成し、25年度以降計画的に地方へおろしていくものなどもある様子であります。

例えば地域の元気臨時交付金は、国の24年度補正のうち社会資本整備に充てられるものの、地方負担分を支援するという目的で、合計1.3兆円が計上されております。それぞれの社会資本整備事業個別の地方負担分については、24年度補正にかかわる事業が確定しない限り計算が不可能でありまして、その確定は25年度に入ってからとなります。

したがって、地域の元気臨時交付金の算定や交付は、25年度に入ってから時期となります。具体的には、交付額が決定した以降、それを財源として活用できる事業を精査し、緊急性の高いものを選択した後、今後町の補正予算として計上するという流れになります。

このように24年度7号補正と25年度予算は連動しており、現段階でも25年度予算が国の24年度補正の関係で変更の可能性がある旨、お含みおき願いたいと思います。

本定例会に提案申し上げます案件は、人事案件3件、条例12件、新年度予算6件、補正予算6件、道路認定・廃止、過疎計画の変更含め合計30件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

## 開 議

議 長（森下 直君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。  
議事日程第1号により、議事を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（森下 直君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

5 番 阿 部 賢 一 君

15 番 中 村 正 君 を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議 長（森下 直君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月7日より、  
3月15日までの9日間としたい考え方であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月15日までの9日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議長諸報告

議 長（森下 直君） 日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降の主な行事について報告申し上げます。

台湾との交流事業推進のため、議会より久保秀雄議員、河合生博議員、山田庄一議員  
の3名を12月18日と19日の2日間に分けて台湾に派遣しました。

年が明けて各種団体による新年の諸行事や郡議長会関係などの催しに参加してまいり  
ました。

2月20日、県議長会総会が行われ、決算や新年度予算について上程され、全会一致  
をもって可決承認されました。

また、先ほど披露申しましたとおり、みなかみ町から6名の議員が10年表彰を受け  
られました。群馬県町村議長会の規定により、議長経験者は議長在任期の2倍、副議長経

験者は副議長任期の1.6倍の計算となり、県内で23名の議員が授与されています。大変おめでとうございます。

次に、郡議長会並びに広域議会関係についてご報告いたします。

2月14日、利根沼田文化会館において、利根郡議長会並びに広域圏会議が行われましたが、他の業務の都合により欠席となりましたので、後日事務局より次のとおり報告がありました。

まず最初に、利根郡議長会の平成25年度の予算案についてでございますが、総額42万円で、主な事業につきましては、隔年で実施されております郡議長会県外研修や秋に行っております利根郡議会議員研修が主なものであります。また、広域圏会議においては、先決処分報告や補正予算についての報告がありました。

次に、議員派遣について報告申し上げます。

2月22日、教育環境特別委員会による横浜市の幼保一体化施設の視察と2月26日から27日の2日間、産業観光常任委員会による東北地方整備局管内の被害復興状況の視察のため、議員派遣をいたしました。

これにて、議長諸報告を終了いたします。

---

#### 日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について（委員会研修視察報告）

**議長（森下 直君）** 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告について、各常任委員会研修視察報告を議題といたします。

各常任委員長より報告を求めます。

まず、産業観光常任委員長山田庄一君。

（産業観光常任委員長 山田庄一君登壇）

**産業観光常任委員長（山田庄一君）** それでは、2月26日から27日にかけて行われました仙台市及び取手市の視察報告を行います。

2011年3月11日、あの東北大震災からやがて2年が経過しようとしています。福島原発の事故で避難を余儀なくされた自治体住民はもとより、いまだ復興計画が進まず苦しんでいる方が数多くいるということは、メディア等の情報を通して伝えられています。

今回の視察は、大きな災害に見舞われた後の情報収集や支援、救援活動において、連携のあり方及び復旧に対する知識を得ることで、みなかみ町の防災、減災につなげることを目的とし、前の群馬県県土整備部の部長で現在東北地方整備局道路部長の川瀧弘之氏が勤務されている東北地方整備局及び人口の約1割を超える方が亡くなられた名取市の閑上地区の復興状況を視察、研修をしました。

東北地方整備局は、国土交通省の外局ですが、徳山局長をトップに出先機関を含め、職員数約3,000名と数千億の予算の執行権を持ち、指揮権は局長にあるということで、東北地方の防災や道路行政など全て管轄し、仙台市に本局を置いている大きな組織で、着



後の説明はその災害対策室で、川瀧道路部長から国との道路情報交換や対策にかかわるテレビ会議の緊迫したやり取りの状況を災害発生直後の様子が映し出されたモニターの映像を交えて説明され、想定を超えた災害の恐ろしさと想定範囲というのをどこまで絞って考えたらいいかという難しさを改めて考えさせられました。

また、説明場所の災対室は、庁舎の中で唯一耐震強化されており、自家発電も機能したので、国との対応や被災地の状況等の情報収集、出先機関への対策や指示等に加え、関係機関との合同会議が常に行える司令室が確保されたことがその後の救援計画策定や実施に向けた大事な拠点となったという話から、みなかみ町の防災を考えるとき、災害に対応できる司令室や基地となる場所の確保は重要であり、今後の参考になればと思います。

今回の津波で国が想定していなかった避難場所として、高速道路が適所であったことは想定外であったとの話がありました。三陸自動車道は高さ約20メートルあり、災害時の交通網の確保と同時に、津波の防波堤の役目として機能することが実証され、のり面に階段を設けて緊急時の避難場所として活用できるように建設が進んでおり、未開通部分の早期完成に向け、工事が加速したとのこと。高速道路は通常人が入れないが、管理はどうなのかという質問には、一応扉はあるが、緊急の場合はあけて入ってもいいということで、災害から学んだ柔軟な対応の実践ということでした。

災害発生後の対応については、モニター画面を通した国とのテレビ会議の様子は、福島原発の事故当時の状況と比べてどうだったのかとの質問に、当時の大畠国交大臣からは、責任はとるから現場のことは全て局長の判断に任せるということで、災害発生時における責任の所在と指揮権を明確にしたことがその後の復旧活動に大変重要な役割を果たし、貴重な大臣からの指示だったとのことでした。

また、復旧活動への課題として、建設会社の体力の問題を指摘していましたが、みなかみ町にとっても看過できない問題でもあります。

その後、名取市の名取川右岸河口付近の現地で堤防の復旧状況の説明を受けました。ここは堤防内に7,100人弱の方が住んでいた閑上地区というところで4メートルの堤防が築かれていましたが、今回の震災では約8メートルの津波が襲い、乗り越えた津波により全て流され、約1割を超える方が亡くなられた地区です。復旧、復興に向けた方針として、高台移転ではなく、土地全体を嵩上げして町を再興したい考えだそうですが、不安を抱えている方も多く、現状の対策として災害以前の状態に堤防を強化しながら戻し、さらに百年に一度の津波を想定し、その上に嵩上げた堤防を築き、安全な状態にした上で居住区については市のまちづくりの方針の中で考えていくということでした。

今回の視察には、災害後の復旧対策という観点から、日ごろ町の災害対策の最前線にいる部署と議会が共通する認識を持ち、しっかりとした災害復旧体制の構築を目指すため、地域整備課の職員及び農政課の職員の皆さんにもご同行願いました。

みなかみ町は、直接津波の被害はありませんが、近年のゲリラ豪雨や地震は、5つのダムと利根川、赤谷川を抱える源流の町、急峻な山間の町という状況からして、水害や土砂災害は常に身近な危険として起こり得ることが予想され、現在策定中の防災マップでは、各地区別に過去の災害を洗い出し、図上訓練等によって避難場所の確認などが行われてい

るところです。

3.11の大震災では、その2日前に地震があり、津波警報が発令されましたが、到達した波は30センチくらいだったために、今回の津波に対する気持ちの油断が大きな犠牲者を生んだという側面もあったそうで、これをみなかみ町に置きかえて考えれば、ダムの決壊は考えられないかもしれないが、濁流による堤防越流はあり得ることであり、防災、減災への真摯な取り組みが望まれるところです。

帰りのバスの中では、自然災害の恐ろしさと復旧への長い道のりを改めて目の当たりにし、参加者全員の感想をいただく中で要約しますと、豪雨災害発生時のみなかみ町の出動体制や情報伝達システム強化、組織内での指揮、裁量権の確認や責任の明確化、情報収集や現場での判断能力の資質の向上など、町の防災体制の強化や対応力のレベルアップについてのコメントが寄せられました。今後の防災や発生後の対応などに生かしてほしいと思います。

また、今回対応していただいた川瀧さんには、群馬県での勤務時代を思い出され、後閑駅前の整備や公共ラインの県道昇格、17号への取り付けの工事のこと、上毛高原の駅名や駅前整備のこと、玉原道路については、話をしても事務方がさすがに返事をしなかったことなど、ざっくばらんな意見交換の中で交流が深められ、将来的に有意義な時間が過ごせたことも視察の一つの成果であったと思います。

27日の帰り道は、交流を行っている取手市につるしびなのイベント期間中ということで、会場を視察と藤井市長へ表敬訪問を行いました。

取手のつるしびなは商工会を中心に女性部や会員がまちおこしを目的に計画、運営され、みなかみ町からも毎年交流ということで、商工会を中心に議会や町関係者も視察、参加しており、ことしは町の3地区のまちづくり協議会の皆さんにも参加していただきました。合流はできませんでしたが、取手市の職員の案内で、千葉県香取市佐原地区の重要伝統的建造物群保存地区、佐原のまち並みや利根川舟運体験などの視察、体験がなされ、今後のまちづくりの参考になったとの話でした。

藤井市長には、5月開催の源流サミットでのパネラーが予定されているため、改めてご協力のお願いと協議会の皆さんへの協力の感謝をお伝えし、庁舎を後にしました。

終わりに、追加報告ということになりますけれども、2月19日にカルチャーセンターで行われた海外視察の報告会で、2月25日から28日に台湾からのモニターツアー招聘事業の報告をしましたが、予定どおり25日に台湾政府から謝局長以下7名の皆さんが来町され、歓迎会の席でありましたが、6月の末から予定されている台南マンゴー祭りには町長にもぜひお越しいただきたいとの和気あいあいとした話がありました。

26日から27日にかけて町内の視察が行われ、今回参加された企画会社と旅行者がこれを参考資料にしてみなかみ町の観光PRとツアーの商品を企画し、台湾からの観光客増につなげるという算段になるかと思います。

現状より少しでも前進できることを願ひまして、委員長報告とします。

議長（森下 直君） 次に、教育環境特別委員長高橋市郎君。

（教育民生常任委員長 高橋市郎君登壇）

**教育民生常任委員長（高橋市郎君）** ただいまより閉会中に行いました視察研修について、報告をいたします。

去る2月22日、委員6名、議長、事務局4名と社会福祉法人三峰会月夜野保育園関係者理事長、理事2名、園長、保育士1名の5名の参加をいただき、総勢16名で神奈川県横浜市のゆうゆうのもり幼保園の視察研修を行いました。

ゆうゆうのもり保育園は、横浜市で最初の保育所と幼稚園の機能を融合した施設で、総合施設のうちの一つであり、全国的にも非常に注目された施設であります。第三京浜都築インターの近くという都市環境ではありますが、住宅地の中にあってせきれいのみちという遊歩道が近くにあり、幼保園にとって恵まれた環境であるようにみられました。

当日は、火災を想定した避難訓練の実施日と重なったにもかかわらず、理事長、渡辺英則様の出迎えをいただき、丁寧な説明と案内をしていただきました。

園舎はもちろん、園内の各施設において子供が子供らしく育つことを第一に考える施設となっているとのことであり、長時間子供たちが生活する場として、子供を管理しやすい施設というよりも、子供の遊びや動きを見据えた園の設計となっているとのことであります。設計者は、日本の子供施設の第一人者、東京工業大学名誉教授、仙田満先生であるとのことであります。

施設面積2,433平方メートルと決して広いとは言えない中ではありましたが、園舎、遊具を備えた園庭ともに無駄のない工夫を凝らしたつくりとなっているようでした。

保育の内容についても、特色のあるものとなっているようで、ゆうゆうのもりが大切にしたいこととして、子供が主体的に生活する中で、多様な経験ができる場所だとして、保育の質の充実、職員の資質向上、子供の成長を共有する情報発信、子供主義の給食、保護者とともにつくる保育の実現、姉妹園である港北幼稚園との連携、子供を単に預かるだけの保育にしない子供の生活を見通した保育、子供同士の関係を保護者同士の関係に発展させたい、障害のある子を受け入れた保育、以上のような基本方針で運営されているとのことであります。

理事長さんが最後に話された中に、「少子化対策や子育て支援といった流れの中で、保育園、幼稚園という制度そのものが大きく変わろうとしています。そのような中でも常に子供にとってという視点を見失わず、子供同士がかかわり育ち合っていく楽しさが保護者だけでなく、地域や社会にも広がっていくような施設でありたいと願っています」と話されておりました。今回の視察研修が当町の保育園の運営者である社会福祉法人三峰会月夜野保育園の関係者とともに実施できましたことは、実りの多いものであったというふうに感じております。

以上、概要を申し上げ、委員長報告といたします。

**議長（森下直君）** 以上で閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを終わります。

---

## 日程第5 請願・陳情文書表

議 長（森下 直君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

---

H25-1 (3.7) 第1号

## 平成25年第1回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第1号	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書提出に関する請願書に関する請願書	みなかみ町猿ヶ京温泉 1514-1 千代田 すみ子	平成25年2月19日
		阿部 賢一、小林 洋	厚生常任委員会
		<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>一昨年より、「こころの健康を守り推進する基本法」制定のための100万人署名活動を当法人も他の群馬県精神保健福祉団体とともに行ってまいりました。約2万筆と人口比で全国一の署名を頂いた群馬県ですが、群馬県議会と前橋市、高崎市、渋川市、玉村町の議会のみがこの法律を求める意見書が採択され、その他の市町村議会は今後、採択が進むと推測されます。（平成24年末現在）</p> <p>そこで、みなかみ町議会においてもこの法律を立法させるために、国に向けて意見書提出を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>みなかみ町議会で、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を促す意見書を国会やその関連行政官庁に提くださるよう請願します。</p>	

請願 (H25.3)

## 平成25年第1回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願 第 2 号	年金2.5%削減の中止を求める 意見書の請願	群馬県沼田市白岩町213 全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長 女屋 定俊 利根支部長 林 マツ 原 澤 良 輝	平成25年2月22日  厚生常任委員会
	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>国会は、2012年11月16日に十分な審議がされないまま、2.5%年金削減法案を含む、国民生活に直結する重要法案を強行成立させました。</p> <p>現在の深刻な不況と生活苦の中で年金の削減を強行すれば、消費税の増税とも重なって、高齢者はもとより、地域住民の生活は圧迫され餓死や孤独死など悲惨な結果を招くことが危惧されます。また、年金収入の削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることとなります。</p> <p>さらに年金の2.5%削減は、将来にわたり年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心とする年金離れを増大させ、年金制度そのものへの信頼をさらに低下させることにつながります。</p> <p>このような事態を踏まえて、地域経済を守るためにも、地方自治法第99条の規定による意見書を国に提出されるよう請願します。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>「年金2.5%削減の中止を求める意見書」を提出すること。</p>		

---

議長（森下 直君） 所管の委員会に付託いたしますので、報告いたします。

---

#### 議案の訂正

議長（森下 直君） この議題に入る前にちょっと訂正がございますので、事務局より説明をさせます。

議会事務局長（鈴木初夫君） 議案第1号から3号まで固定資産税評価委員の選任の関係がありますが、議案第2号、3号の裏のページに経歴書があります。経歴書の中に職歴がございます。この中ほどに昭和17年10月から平成19年3月とあります。これ昭和と書いてありますが、平成の間違いでございます。次の議案第3号につきましても同じく職歴の欄の昭和17年とありますが、これは平成の間違いでございますので、訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（森下 直君） よろしいですか。

---

- 日程第6 議案第1号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第2号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第3号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（森下 直君） 日程第6、議案第1号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第1号から第3号までについて一括してご説明申し上げます。

いずれも固定資産評価審査委員会委員の任期が平成25年3月24日で任期満了になりますので、後任の委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

議案第1号は、現在固定資産評価審査委員会委員を務めておられます月夜野1140番地の原澤勇夫氏を引き続き選任するものであります。

議案第2号は、前議案と同様に、現在固定資産評価審査委員会委員を務めておられます高日向427番地の2、阿部正一氏を引き続き選任しようとするものであります。

議案第3号は、平成7年12月から新治村を含め、6期18年にわたり固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております布施2538番地の原澤俊氏が今期をもっとご勇退されることとなり、その後任として、みなかみ町入須川1872番地の神保進氏を選任したいと思います。

神保氏におかれましては、昭和48年4月、新治村役場に奉職以来34年間役場職員として勤務され、新治村議会事務局長、合併時には教育委員会新治事務長を歴任され、平成19年に退職されております。税務課に在籍した経験もあり、税務に精通した方であります。また、平成20年度には区長を務められるなど、地域においても信望の厚い方であります。

以上、議案第1号から3号までご説明申し上げましたが、豊富な経験と高い見識を有されている方々でありますので、本町の固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信し、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期については、3年間であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第1号についての質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第2号についての質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

次に、第3号議案について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

---

議長（森下 直君） これより議案第1号について討論に入ります。

まず反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第1号の討論を終結いたします。

議案第1号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。

---

議長（森下 直君） これより議案第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）



議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。

議案第2号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。

---

議長（森下 直君） これより議案第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。

議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。

---

日程第7 議案第4号 町道路線の廃止について

議案第5号 町道路線の認定について

議長（森下 直君） 日程第7、議案第4号、町道路線の廃止について及び議案第5号、町道路線の認定について、関連がありますので、一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第4号、第5号の議案につきまして関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

この2議案とも新治地区における町道の廃止と認定でございます。

まず、議案第4号でございますが、新治地区の町道2路線、延長814.1メートルを

廃止するものです。

次に、議案第5号では、同じ新治地区の町道4路線、合計延長1,368.4メートルを認定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 4号ともかかわるんですけども、認定するほうの路線で、南谷というんですか、この路線が新たに新設されたんだと思うんですけども、長くなってきて、これとこの新設されたところの部分とそれから2016号ですか、これとの接続は図面上ではつながっているように見えるんですけども、これは現状はどうなっているのでしょうか。

議長（森下 直君） 地域整備課長。

地域整備課長（増田伸之君） お答えいたします。

先ほどのご質問なんですが、南谷線という名称でございまして、今回の認定につきましては、部分的に併用林道部分について、併用林道として町道として使うために認定するものでございます。この部分については、一応先ほどのご質問のつながっているということですが、これについては、認定はしていませんけれども、国有林内であって、この先一応1軒家がありますので、そこについては、引き続き一般的な町道の認定をしていませんけれども、使えるということで、その部分については認定をしてございません。今回の認定については、併用林道として町道として使うために認定するものでございます。以上です。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

---

議長（森下 直君） これより議案第4号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。

議案第4号、町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

議長（森下 直君） これより議案第5号について討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。  
議案第5号、町道路線の認定についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第5号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第6号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更について

議長（森下 直君） 日程第8、議案第6号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更について  
を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

平成22年4月1日に施行されました「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」、これに基づきまして、同日よりみなかみ町は過疎地域となり、過疎対策事業債等の財政上の特別措置を受けられるようになっております。この特別措置を受けるためには、過疎地域自立促進計画の策定が必要とされており、みなかみ町では平成22年から平成27年度の6年間の期間とするみなかみ町過疎地域自立促進計画を策定しております。

新たに必要となった事業に対しては、過疎対策事業債等の財政上の特別措置を受けるためには、当該事業を計画の中に位置づけることが必要であります。このため、現行の計画を変更しようとするものであります。

追加する事業といたしましては、産業の振興施策に1事業、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進施策の道路整備に1事業、生活環境の整備施策に3事業、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進施策に1事業、教育の振興施策に1事業と事業内容の変更が1事業となっております。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、群馬県が定める群馬県過疎地域自立促進方針に基づき、群馬県との協議を行っております。同じく同6条の規定

により、自立促進計画については、議会の議決を得る必要がありますので、このたび提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第6号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君

10番（原澤良輝君） 変更計画なんですけれども、変更後の状況について、概要の説明をお願いしたいと思います。

1ページの駐車場、それから、道路の外房線というんですか、それと3ページの福祉医療費の支給というのと、それからこれはページがないんですけれども、3ページの裏ですが、下羽場集会施設の概要です。

議長（森下 直君） 総合政策課長。

総合政策課長（青木 寿君） お答えいたします。

まず、1ページの駐車場整備、須川地区、これにつきましては、須川のこども園のところに慣行的に使う駐車場整備、こども園に送りに来られる保護者の方々も利用しますけれども、多目的に使える駐車場整備を行う予定であります。

それから、外房線については、これは地域整備課のほうの事業でございまして、道路整備のものでございます。

それから、福祉医療については、ちょっと担当課長のほうから答えます。

それから、下羽場の集会施設につきましては、これはうららの郷の集会施設でございます。

以上です。

議長（森下 直君） 次に、町民福祉課長。

町民福祉課長（青柳健市君） 福祉医療の関係についてお答えさせていただきます。

4月1日より自立支援法の改正等が行われまして、乳幼児の重度心身医療費について、今までは県のほうの対応でやっていたものが町村のほうの事務に移管されているということで、今回25年度予算のほうに計上させていただいています。その分が財源を過疎債ということになっています。

以上でございます。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決いたします。  
 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第7号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長(森下 直君) 日程第9、議案第7号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第7号についてご説明申し上げます。

地方公務員の勤務条件に関する基準につきましては、国家公務員とは異なり、原則として労働基準法が適用されております。現在、職員の正規の勤務時間を超える時間単価の算出、いわゆる残業代の単価でございます。これについては、国家公務員に準じた単価となっております。労働基準法の方式で時間単価を計算し直すということも必要がありまして、そのために勤務時間1時間当たりの給与額について、労働基準法の趣旨に沿った取り扱いとなるように条例の一部を改正しようとするものであります。

具体的には、年間勤務時間数というところにおいて、1週間の勤務時間に1年間の週の数52を乗じて算出してきたところでありますが、今回、その得られた数値から年末年始の休日及び国民祝日分の時間数を減じて、年間勤務時間数を算出するように改正するものであります。すなわち前段で申し上げましたように、国家公務員と同額としていたのを労働基準法の基準によって残業単価を決めるというための改正でございます。

なお、施行期日については、平成25年4月1日を予定しております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑ありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 給与のほうの1時間当たりの単価を割る数が減るので単価が上がるのではないかというふうに思いますけれども、現在の単価がどのくらいでどのくらいアップするのか、平均にです。

議長(森下 直君) 総務課長。

総務課長(篠田 朗君) お答えします。

今現在35歳平均の給料として大体28万円ぐらいなんですけれども、それで計算し

ますと、時間当たりが今現在1,667円ぐらいです。この改正の計算方法にしますと1,806円ということで、およそ139円アップします。率で7%ぐらい上がるということでございます。

以上です。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 今までどおりでなくてこういうふうに変えようと思った何か理由というの  
はあるのでしょうか。

議長（森下 直君） 総務課長。

総務課長（篠田 朗君） 先ほども提案理由の中にありましたように、要は地方公務員は原則労働  
基準法が適用されます。国家公務員はもちろん国家公務員法の中で労働基準法適用除外と  
いうことになっていきますけれども、一応そういう中で、今までずっと国家公務員に準拠し  
てやっていました。

これが変わったのは、平成22年に時間外の時間外労働の限度に関する基準というのが労働基準法の中で大幅に改正されたということでございます。その中で、要は組合との交渉の中で、県のほうだとか、県内統一してやっている部分もあるんですけども、一応そういう協議の中でその辺から変わってきたと、22年度ぐらいから労働基準法のほうに改正してきたという経緯がございます。それで、既にそのときは県職だとか、大きな市、前橋市だとか高崎市、太田、富岡、みどり市等はその労働基準法に準拠していた、もう既になっていたんですけども、利根沼田のほうはまだそこまでなっていなかったということですので。今回改正していただいて、利根沼田も全く同じ足並みをそろえたいということもありまして、既に昭和だとか、川場だとかのほうは12月議会で上げて、多分4月1日同じ施行日にはなると思うんですけども、それと合わせ、利根沼田も一緒に合わせてやりたいということもございまして、今回提案させていただきます。

以上です。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第8号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議長（森下 直君） 日程第10、議案第8号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

岸町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

この条例改正は、水上地区の都市計画区域内において、分合筆等により地番表示にずれが生じたため、これを修正しようとするもので、主なものは湯檜曾橋のかけかえが行われ、登記事務が終了したことにより、地番表示が変更となったため、修正するものであります。

また、同じく水上地区の農業振興地域整備計画の農用地区域から平成24年度中に除外された土地について、新たに都市計画税の課税区域に編入しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第8号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

- 日程第11 議案第9号 みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第10号 みなかみ町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議案第11号 みなかみ町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について

議長（森下 直君） 日程第11、議案第9号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準を定める条例についてから、議案第11号、みなかみ町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について、以上3件を一括して議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第9号から議案第11号まで一括してご説明申し上げます。

いずれの議案も平成23年に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる俗称で言いますと、「地域主権一括法」です。これに基づきまして、一部の法律でこれまで地方に対し、その法律によって義務づけられていた事項、枠づけられていた事項をそれぞれの自治体で条例等の制定によりみずから決定し、実施することになりまして、今回関係条例を制定しようとするものであります。

まず、議案第9号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、これにつきましては、介護法の改正によりまして、指定地域密着型サービス事業の管理及び運営に関する基準につきまして、市町村条例で定めることとされ、施設における基本方針、人員、設備、運営に関する基準を定めるものであります。

次に、議案第10号についても、前議案同様に、介護保険法の改正によりまして、指定地域密着型介護予防サービス事業における管理及び運営に関する基準について、基本方針や人員、設備、運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものであります。

なお、いずれも町の基準を定めるに当たりましては、各基準の項目ごとに厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、標準として定めるもの、基準を参酌するものが示されておりまして、その内容に沿って制定しようとしております。

次に、議案第11号、みなかみ町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に定める条例についてご説明申し上げます。

これも地域主権一括法により、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律が改正されました。移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令、



これを参酌いたしまして、移動円滑化のための道路の構造基準を条例で定めようとするものであります。

なお、みなかみ町に存在しない路面電車停留所等の規定につきましては、設けておりません。

以上、地域主権一括法にかかわる条例制定3件を一括して説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号についての質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） この条例なんですけれども、法律に基づいての厚生労働省の基準なり、それから指示された内容によって改正、定めるといふうなんですけれども、多分私の所管の委員会に付託されて町長は出ないと思いますから、基本的には町長のあいさつの中で、当面は急ぐのでこの基準ですけれども、実態に合わせて再度検討していくと、そういうふうなあいさつのところがこの意味ということによろしいでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） ご理解されていますように、現在の運営が法律等で定められてそのものでやっておりますので、ここで急に変える必要はないだろうというところが1点ありますし、先ほど路面電車の例は申し上げました。町の実態に応じて今回のやつを一応見ておりますけれども、現段階において変えたほうがいだろうというところは今のところないと、もちろん先ほどあいさつで申し述べましたように、地域の実態に応じて今後条例で定められるものについては、みなかみ町に適切な規定の仕方、そういうものを議会の皆さんとご相談する中でやっていくのがいいかというふうに考えているところでございます。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

---

## 委員会付託

議長（森下 直君） お諮りいたします。

議案第9号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてから、議案第11号、みなかみ町移動等円滑化のために必要

な道路の構造に関する基準を定める条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてから、議案第11号、みなかみ町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例についてまでは、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第12 議案第12号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例及びみなかみ町福祉作業所条例の一部を改正する条例について

議長(森下 直君) 日程第12、議案第12号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例及びみなかみ町福祉作業所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第12号についてご説明申し上げます。

この条例の改正は、「障害者自立支援法」が改正されまして、名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、この名前で平成25年4月1日から施行されます。このことに伴いまして、法律を引用しております「みなかみ町福祉医療の支給に関する条例」及び「みなかみ町福祉作業所の条例」の中で、「自立支援法」と引用されているものを「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」というふうに改めようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第12号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

これより議案第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例及びみなかみ町福祉作業所条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例及びみなかみ町福祉作業所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第13号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議長(森下 直君) 日程第13、議案第13号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第13号についてご説明申し上げます。

みなかみ町手数料徴収条例第5条におきまして、手数料の減免を規定しております。戸籍の証明につきましては、現状では法令の規定により無料で証明を請求できるとして減免しているところではありますが、国民年金法や厚生年金保険法等の個別法律の規定におきまして、条例の定めるところにより無料で証明を行うことと規定されておりますので、法律との整合を図るために条例の改正を行おうとするものであります。

なお、それぞれの法律によって減免される該当者としては、規則で定めることとなります。

また、コピー代について手数料条例で規定しておりますが、これは用紙代等の実費弁償でありまして、いわゆる手数料とは違うことから、この際条例から削除し、コピー代につきましては、別途同様の内容で要綱を定めて対応していきたいと考えているところであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号について質疑はありますか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) コピー代なんですけれども、手数料ではないということでこの別表3から削られるんですけれども、実際にコピーを依頼するときは実費代として同じ金額が徴収されるのか。

議長(森下 直君) 総務課長。

総務課長(篠田 朗君) 別に要綱をつくって定めて対応していきたいと思います。金額自体は同じ金額でやらせていただきたいというふうに思っています。

議長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

これより議案第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第14号 みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について

議長（森下 直君） 日程第14、議案第14号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

出産祝金は、児童の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に、みなかみ町が設立されたときに施行されました。この間、平成22年度に国の直接支払制度である子ども手当の導入がありましたので、第2子、第3子の支給額を半額にした経緯がございます。しかし、町からのお祝いの気持ちを率直にあらわし、子育てするならみなかみ町、これを実感していただけるよう祝金を見直すという考えで、条例改正しようとするものであります。

改正内容といたしましては、第3条に定める支給対象者で、町税等の滞納または未納がないことという規定がございますけれども、いわゆる補助事業等とは違いまして、お祝いの気持ちをあらわすということでありますので、この項を削除したいというのが1点でございます。すなわち滞納、未納があるなしにかかわらず支給できるようにしたいということでございます。

また、第4条に定めている支給額につきましては、第1子2万円、第2子5万円をそれぞれ7万円に引き上げようとする以上の2点でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号について質疑はありませんか。

17番鈴木勲君。

17番（鈴木 勲君） 第3子についてはどのようになるんですか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 変更について申しあげましたので、第3子15万円については変更ございませんので、今の説明では申し上げませんでした。15万円でございます。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

13番久保秀雄君。

13番（久保秀雄君） 予算に関する説明書の中で、子育て支援事業とこういう形で説明が載っているかと思えます。先ほど町長も説明がありましたように、この出産祝金は、子育て支援とこういう立場で支給をするのか、また祝意をあらわす祝金とこういう形、両方あるかと思えますけれども、重きをどちらに置いてやっていくのかと、こういうことがまず1点あります。

それから、もう一つ滞納があっても支給をしますよとこういう形で提起をされているかと思えます。今まで町のいろいろなことに対して税金が納まっているとこういうことが大前提であったかと思えます。これからのいろいろな形の中で、ほかの制度の中で、いろいろな問題が生じてくるのではないかとこういうふうに感じているところであります。そういう意味で、ほかの制度との税金を納めるとこの整合性をどういうふうにつけていくのかと、この辺についての見解をひとつお聞きをしたいと思えます。

それともう1点、みなかみ町は少子高齢化、これが著しい町村とこういうことで皆さん認識をしているかと思えます。加えて27年以降合併特例債というか、合併交付金が減ってくる、こういう現状を考えていくと、制度としてどういうふうに維持ができていくのかと、財政とのかかわりの中でどうなっていくのか、この辺についての見解3点お聞きをしたいと思えます。

以上です。

議長（森下 直君） 町長、3点です。

町長（岸 良昌君） いずれにしましても、この部分については、ごあいさつで申し上げましたように、厚生常任委員会での議論これを額が同等ではありませんけれども、斟酌しながら原案を議会にご提示しているということでございます。

まず一番最初の話です。全体として生まれた子供に対してお祝い金ということですが、今、久保議員がおっしゃったように、子育て支援という項目で整備はしておりますけれども、気持ちとしてはお祝い金であるということでございます。

さらに、今ご指摘のありました町税その他の滞納があるということについては、町民としていかなものかという視点から、各種の補助事業、例えば家屋を増築したときの補助金であるとか、そういうものについては滞納額がないことというふうに言っております。ただし、厚生常任委員会等の議論でもあったというふうに聞いておりますけれども、お子さんができると、お子さんが生まれたと、いろいろなことで今の若い家族で非常に経済的にも辛いので、滞納が部分的にある、だけれどもお子さんが当然生まれて非常に町として

もお祝いを差し上げたいという気持ちです。そういうことで、そういうものについては、滞納の条件は外したほうがいいのか、配慮いたしましたのは、敬老祝金については、お祝いの気持ちだということで、滞納等がある者についても支給対象というふうにしております。同等の考え方でいいのかということが2点目のご質問に対するお答えです。

3点目です。長期的にどうなのかというお話でございます。これについては、この間今まで町としても合併特例期間中について今の財政状況であり、今後合併10年後平成27年にはこれだけ減るんだというご説明をしてきました。ただし、翻って考えてみますと、平成17年の時点において、今の2万2,000人の780平方キロのこの町であったとすれば、平成27年から徐々に下がっているの、一本算定になったときの額で回っているはずで、つまり3つの町村でやっていたものについて整理していくのに特例期間中が必要だというのが合併特例だと私は理解しています。したがって、逆の言い方をすれば、一本算定になったときの額で現時点で回さなくてはいけないのがプラスできているということでもあります。

今、久保議員のご質問は、今の財政状況をベースにこの出産祝金を決定してどこまで財政的に大丈夫なのかということですが、そこにつきましては、額として予算の中にも計上しておりますように、今回従前に比べて相当額上がりますけれども、そのことが全体の町財政に影響があるというふうには考えておりません。逆に言いますと、現在100人程度の新しい子が生まれてきてくれていますけれども、これが200人になってくれ、300人になってくれれば財政的にはきついですけれども、大変うれしいことだと思っております。

今、久保議員の包括的なご質問についてはよくわかりますけれども、この問題については、ある程度は見通しながらそれぞれの負担にはならないだろうという判断のもとに原案をご提示したところでございます。

議長（森下 直君） 暫時休憩いたします。

（10時25分 休憩）

（10時36分 再開）

議長（森下 直君） これより再会いたします。

議長（森下 直君） 質疑に入る前に、岸町長のほうからちょっと一つの訂正したいというあれが出ましたので、その許可をいたしますので、よろしくお願いします。

町長（岸 良昌君） 先ほどの答弁並びに最初のあいさつのときにも厚生常任委員会ということを申しあげましたので、委員会で議論があったというふうにお受け取りかもしれませんが、一番最初申しあげましたように、議会における一般質問の中で、どういう方に支給するのかということについては、一般質問の中で答えさせていただきました。また、そのような状況を踏まえて、正確に申しあげますと、厚生常任委員の方を中心とする議会の皆様が勉強されている、そのことの報告も担当課長から聞いている中で、改めて町長提案という形で今回の祝金支給条例の提案をさせていただいております。内容につきましては、

その議員さん方の幅広いご意見の中から私、執行部の方でこういう形でまとめようということで現在提案しておりますのは、第1子、第2子7万円、第3子については、据置きの15万円、そしてまた、一般質問の中の中心議論でありました滞納者についても、お祝いという意味でそういう滞納者に支給しないという条件は外したほうがいいだろうと、これについては、一般質問でご指摘受けましたし、そのときの私の答弁でもその方向がいいと思うということをお願いしておりましたので、それらを総合して今回の提案となっております。

先ほどの何回かの答弁の中で誤解があったということで申しわけないので、今改めて確認させていただきます。

以上でございます。

**議長（森下 直君）** そういうことで訂正をさせていただきます。

早速ですけれども、質疑ですけれども、ほかにありませんか。

11番島崎栄一君。

**11番（島崎栄一君）** お祝いということで出すということなんですけれども、滞納をしている人もいるかもしれないですけれども、大部分はちゃんと払っている、まじめに払っているわけです。滞納してないんです。それから、役場職員等も滞納している人のところへ行ったらちゃんと払ってくれと頑張って努力しているわけです。そういう中で、町としてはやはり滞納してはいけないという姿勢は崩してはいけないわけです。そういう中で、今回こういうふうにも滞納していてもお祝いだから出すということなんですけれども、7万なら7万、15万なら15万出すときに、滞納分がある場合はなるべくこのお金を滞納分の充当にしてくださいという話はするんですか。それとももう給食費の滞納があるから天引きしておきましたという天引きまでするんでしょうか。どんな感じなんですか。

**議長（森下 直君）** 町長。

**町長（岸 良昌君）** 必要があれば担当課長から補足させますけれども、基本的な考えについては、お祝い金であるということで、支給させていただきたいと思います。そのことについて、そういうお金があるんだからいかがでしょうかと、よくお話しこの間例がありましたけれども、子ども手当のときに子ども手当については、国から来て窓口で支給する、そのことについては、直接お渡しして滞納のある者については、払っていただくようお願いすると、切り離れた形ではありますけれども、そういうことを細かいやつできました。同じような取り扱いになるんだとは思いますが、今最後に確認のありました滞納分を差し引いて支給するのということについては、やらないほうが正しいだろうというふうに思っております。

**議長（森下 直君）** ほかにありませんか。

11番島崎栄一君。

**11番（島崎栄一君）** 今、町長のほうで子ども手当のほうと同じような扱いで出すのは出すけれども、そのときに滞納がある場合はそこからぜひ納めてくれというふうに言うということですね。ちょっとすみません、変な質疑で、その辺をちゃんと徹底していただければと思います。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 実態とのバランスの中でやっていきたいと思いますが、町税は基本的に納めてもらうものであると、この原則は全く崩すようなことはいたしません。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

---

#### 委員会付託

議長（森下 直君） お諮りいたします。

議案第14号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第15 議案第15号 みなかみ町新型インフルエンザ等対策本部条例について

議長（森下 直君） 日程第15、議案第15号、みなかみ町新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

病原性が高い新型インフルエンザ等に対しまして、町民の生命や健康を保護し、住民生活に及ぼす影響を最少とする対策実施のため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」によりまして、県及び各市町村に対策本部設置が定められているところであります。

新型インフルエンザ等の発生時において、みなかみ町が対策本部を設置することに関しまして、趣旨、組織、会議等の必要事項を定めようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第15号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。



---

**委員会付託**

議長（森下 直君） お諮りいたします。

議案第15号、みなかみ町新型インフルエンザ等対策本部条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町新型インフルエンザ等対策本部条例については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

**日程第16 議案第16号 みなかみ町赤沢スキー場基金条例を廃止する条例について**

議長（森下 直君） 日程第16、議案第16号、みなかみ町赤沢スキー場基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

町営赤沢スキー場の運営につきましては、昨年3月定例議会におきまして、スキー場事業特別会計とみなかみ町営赤沢スキー場基金条例を廃止し、一般会計への移行に伴う基金の管理につきましては、新たにみなかみ町赤沢スキー場基金条例を制定して基金の管理を行ってきたところであります。

平成23年度の決算時点では、基金残高131万1,000円ございました。平成24年度中の施設整備を行う中で、基金残高がなくなることから、今回基金条例を廃止しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号について質疑はありませんか。

14番小野章一君。

14番（小野章一君） みなかみ町の赤沢スキー場の基金条例の廃止ということでもありますけれども、この関係につきましては、さきに町長が述べたように一般会計への繰り入れということがございます。この事業については、以前は特別会計をもって予算、決算を承認し、赤字部分については、一般会計のほうから繰り入れということやってきたかというふうに思っております。これについては、自分も一応委員長の中で審査をしたという立場であり

ますので、いろいろなことが審査の過程でありました。これについては、借地等の関係、また返済に関しては、撤去、復元ということの関係もございまして、なかなか今後の見直しということではすぐにはできなかつたわけでありまして、やはり事業については、財政の厳しい折ということの中では、その当時の産業観光常任委員会の中で、町に対して意見を挙げております。これについては、今後こういったものについては、廃止なり見直しをするべきことということの1項目を添えてあるように記憶しております。

そんな中、いろいろ残してほしいという中で、陳情等も行われたわけでありまして、やはりこういった場面につきましては、できるときに赤字部門を見直すということは今後の町の運営に大きくかかわる、赤字を抱えるものについては、特に負担がかかるものと思いますので、今後こういった関係については、この条例改正について反対、賛成ということではございませんけれども、検討されるよう要望申し上げます。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） みなかみ町で見晴荘とか真沢とか、それまでは町からお金、財政支援みたいなをしていたのを指定管理によって独立採算ということで手離れした物件もあります。赤沢スキー場についても、一時期もう4年ぐらい前になると思うんですけども、指定管理にするかという話もありまして、指定管理者を探したときもありました。指定管理制度によって町の財政支出がなくならずにきちんとうまく経営ができて黒字化するということもありますので、この赤沢スキー場についてまた指定管理者を探すかどうかという、そういうことを考えているかどうかというのを聞いてみたいんですけども。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいま島崎議員からご質問がありましたので、少し答えさせていただきます。

一般的に申し上げまして、町の公共施設の統廃合については、早い段階から数多くのものについて議論の対象になっております。議員各位ご存じのとおり、その中から順次今ご指摘のあった案件については、指定管理したわけでありまして、つまり見晴荘、真沢等は指定管理に持っていったということで、施設として廃止したわけではありません。そしてまた、赤沢スキー場が特別会計であったのは、いわゆる観光施設として当時の国の基準に従って特別会計運営をしてきたところでございます。現在、赤沢スキー場については、直営の形でやっておりますし、この目的については、観光施設ではありますけれども、子どもたちのスポーツ振興施設並びに地域活性化の施設という実態にますます近づいてきています、これは運営の実態でございます。

そのような中で、現状を踏まえながら今後判断していくということになりますし、廃止の対象としてご指摘いただいていることについては、他の案件と同等に意識しているところでございます。内容的に具体的にはここでは申し上げますけれども、みなかみ町の貴重な資源として効果を発揮しつつあるという認識は持っております。

今のお答え指定管理するのかなのか、対象として探したことも事実ですし、現況において指定管理受ける人がいる状況になっているというふうには感じております。とこ

ろが、指定管理についてはご存じのとおり、必要な額、目的を達するために必要な指定管理料というものを算定してやるところでございませけれども、スキー場につきましては、ご存じのとおり降雪状況、あるいはそのときの天候状況等において非常に収益にばらつきが出ます。指定管理料を定めて指定を受けたときに指定を受けた者が運営上非常に苦勞するということもあり得ますので、この辺については指定管理的な運営というのは現在もやっておりますし、効果を上げていると思っておりますけれども、指定管理の形できちっと整理をしてやるということについては、まだ検討課題が多々あるかというふうに思っているところでございます。

簡単に言いますと、指定管理について考えてないわけではありませんけれども、スキー場運営というのは、指定管理がなかなか難しいという条件も幾つか出てきているというのが現在の検討状況です。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

11番 島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） スキー場というのは、大体普通民間の会社が運営していますので、民間の会社の中でやりたいという人が出てくる可能性、また民間の運営方法で運営全然普通にできるということだと思います。

この赤沢スキー場に関しますと、以前4年前ですか、何百万かの赤字があるということで、指定管理者を探すと、指定管理者がいなければ廃止にするという話もありまして、どうするんだということで、私は実はやりたいという人を探したんですよ。そうしたらいまして、役場の課長のところにはこういう人が指定管理受けたいよというふうに言いました。そうしたら指定管理ではなくて、やはり廃止でなくて町営で戻すということになった、継続になったんですけども、その指定管理を受けてもいいと言った人が何を言ったのかというと、例えば電気代について、使うのは冬だけなんだから夏の間契約切っちゃえば基本料も払わなくてもいいとかそういうこと、そういう経費削減策なんかを言っていました。

やはり民間の知恵というのがあると思うので、町営でこのまま今でも収支的にはこちらからお金を入れている形になりますけれども、そういう指定管理によって独立採算を目指すという方向で努力すべきではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 結論的に言うと独立採算を目指す、経費を節減するのは正しいと思います。あの地域にあのスキー場があるということで、独立採算がとれなければやめるべきだということを現時点で採用しようというふうには思っておりません。

なおかつ今お話のあった古い話とは別にいたしまして、現時点で指定管理を受けたいと、具体的な検討をして受けたいということではなくて、指定管理を受ける方向で検討したいと言っている業者がいることも事実でございます。先ほど前段で申しましたように、そういう方のことも含めて、指定管理のあり方というのを真剣に考えていきたいと思っておりますし、もう1点言わせていただくと、現在赤沢の活性化委員会ということで連携しながら、地域と連携しながらやっております。その中で、民間の経営ノウハウ、それに近いものに

については、現在の直営の赤沢の運営であっても相当取り組んでいるというのも事実でございますので、それだけは申し上げておきます。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

これより議案第16号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町赤沢スキー場基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町赤沢スキー場基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第17号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（森下 直君） 日程第17、議案第17号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

岸町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第17号についてご説明申し上げます。

小口資金融資促進条例に基づく制度融資は、群馬県と連携しながら金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て実施しているところであります。

近年の申請件数は、平成22年度が13件、23年度が15件、今年度は2月現在で9件となっております。町内中小企業振興のために大変重要な制度となっております。

群馬県では、小口資金にかかわる返済負担の軽減策として、平成15年度から借りかえ制度を設け、加えて平成21年度からは、借りかえ条件の緩和措置を講じているところであります。

また、東日本大震災及び原発事故によりさらに経済状況が厳しくなったことから、平成23年度より融資期間延長の特例措置を設け、みなかみ町も県に準じて運用しているところであります。

このたび群馬県から平成25年度も引き続きこれらの措置を継続する旨の通知がありましたので、町でも融資期間の延長の特例措置及び借りかえ条件の緩和措置を1年間延長するために条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第17号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

これより議案第17号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第18号 みなかみ町教育基金条例を廃止する条例について

議長（森下 直君） 日程第18、議案第18号、みなかみ町教育基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第18号についてご説明申し上げます。

本基金は、住民生活に光をそそぐ交付金、その一部を特別支援教育の充実を図るために積み立て、教育振興及び教育環境整備に役立てることを目的に設置したものでございます。平成23年度と平成24年度の2カ年にわたりまして、特別支援教育の充実のため、補助教員等の配置を行ってまいりましたが、本年3月31日をもって活用期間が終了することに伴いまして、本条例を廃止しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 23、24というふうな形で支援教育をしていたんですけれども、資金がなくなってしまってそれが基金は廃止されるんですけれども、実際に特別支援をしてきたその事業、それをどうやって運営していくのか教えてもらいたいと思います。

議長（森下直君） 教育長。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） お答え申し上げます。

大変この基金で本町の特別支援教育は、ぐっと推進できました。大変効果を上げまして、子供たちも大変助かったいい基金であったと思います。ただ、2年で終わる事業ではございませんで、まだまだ子供たち続いて対象になる子供もたくさんいらっしゃいます。引き続き町の理解を得てこの事業は推進してまいりたい、基金のほうは終わりますけれども、引き続き町のほうにお世話になってこの支援教育を進めてまいりたいということで考えております。どうぞご協力、ご理解のほうをお願いいたします。

議長（森下直君） ほかにありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 事業のほうはなるべく継続していくということでありがたいと思っています。旧水上のときに大塚家が寄附してくれたのを教育資金という形で利用されていたというふうに聞いていますし、それがいつの間にか廃止されて、実際に従来やっていた事業、そういうのができなかったみたいのをちょっと聞いているんですけれども、そんな経過はありますか。

議長（森下直君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えします。

合併の時点からはそういう資金はありませんので、今現在詳しい内容は存じておりません。

議長（森下直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。

これより議案第18号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町教育基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町教育基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

- 日程第19 議案第19号 平成24年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について  
 議案第20号 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
 議案第21号 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
 議案第22号 平成24年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
 議案第23号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について  
 議案第24号 平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（森下 直君） 日程第19、議案第19号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第24号、平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでは、関連がありますので、以上6件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第19号から第24号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第19号についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,069万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億5,255万3,000円とするものであります。

歳出予算ですが、国の緊急経済対策事業や土地開発公社が先行取得している用地の取得、また事業費確定による減等を措置するものであります。

2款総務費では、1項総務管理費7,798万5,000円のを増額は、過疎地域自立促進事業9,300万円が主なものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費2,588万4,000円の減額は、後期高齢者医療費1,743万円が主なものであります。

2項児童福祉費2,688万7,000円の減額は、児童手当費2,260万8,000円が主なものです。

4款衛生費では、1項保健衛生費1,995万7,000円の減額は、予防費799万4,000円が主なものであります。

2項清掃費1,239万9,000円の減額は、し尿処理費700万円が主なものであります。

6款農林水産業費では、1項農業費2,217万9,000円の増額は、中山間地域総

合整備事業1,040万円及び農業水利施設保全合理化事業2,050万円が主なものです。

2項林業費1,402万2,000円の減額は、有害鳥獣対策費1,210万円が主なものです。

7款商工費では、2項観光費884万2,000円の減額は、光W i - F i タウン環境整備事業委託料1,000万円が主なものです。

8款土木費では、2項道路橋梁費2億449万3,000円の増額は、防災安全交付金事業工事等の道路維持費2億450万円が主なものです。

4項都市計画費4,733万8,000円の減額は、町道悪戸矢瀬線の道整備交付金事業3,260万円が主なものです。

10款教育費では、6項社会教育費708万5,000円の減額は、カルチャーセンター費390万円が主なものです。

13款諸支出金では、3項普通財産取得費1億2,100万円の増額は、鹿野沢地区の土地取得費であります。

財源となる歳入予算の主な内訳ですが、町税1億1,022万円の増額は、町民税及び固定資産税が主なものであります。

地方交付税1億7,551万8,000円の増額は、普通交付税の確定によるものであります。

国庫負担金1億3,230万6,000円の増額は、防災安全交付金9,163万円が主なものです。

財産売却収入2,536万3,000円の増額は、道路整備の代替用地取得に伴う用地売却収入が主なものです。

繰入金9,301万2,000円の減額は、財政調整基金繰入金及び公共施設管理基金繰り入れが主なものです。

町債5,830万円の減額は、過疎対策債が主なものです。

また、平成24年度から25年度への明許繰越は、第2表のとおりであります。

国の緊急経済対策に対する追加事業、また関係機関や地元との調整に不測の日数を要する事業等年度内の事業が完了できないため、総額で7億5,764万8,000円の明許繰越をお願いするものであります。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第20号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,030万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,052万6,000円とするものであります。

歳出予算については、1款総務費40万6,000円の増額は、70歳から74歳までの前期高齢者の窓口負担割合引き上げ凍結に伴う前期高齢者証作成委託料であります。

2款保険給付費67万3,000円の増額は、退職被保険者にかかわる療養給付費が主なものであります。

7款共同事業拠出金830万9,000円の減額は、国保連合会への拠出金が確定した



ことによるものであります。

8款保健事業費67万7,000円の増額は、人間ドッグ検診費助成金です。

11款諸支出金2,686万1,000円の増額は、実績報告により医療給付費等負担金の返還が確定したことによるものです。

財源となる歳入予算は、2款国庫支出金8,161万円の減額は、一般被保険者療養給付費の減に伴うものであります。

3款療養給付費交付金2,177万1,000円の増額は、退職被保険者等療養給付費の増に伴うものであります。

4款前期高齢者交付金1,052万円の減額は、交付決定によるものであります。

9款繰越金9,066万7,000円の増額は、前年度剰余金であります。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案第21号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,633万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,283万5,000円とするものであります。

歳出予算については、2款後期高齢者医療広域連合納付金1,633万2,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合への納付金が確定したことによるものです。

財源となる歳入予算は、1款後期高齢者医療保険料1,288万2,000円の減額、2款繰入金345万円の減額であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第22号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,340万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,341万4,000円とするものであります。

歳出予算の主な内容は、1款総務費45万2,000円の増額は、認定審査における第1次判定に用いる認定ソフトのバージョンアップに伴うシステム改修費であります。

2款保険給付費4,900万円の増額は、介護サービス等諸費と特定入所者介護サービス等費の利用増に対応するため5,035万円を増額し、審査支払手数料と高額医療合算サービスの対象者の減少に伴い、135万円を減額するものであります。

3款地域支援事業費745万の減額は、特定高齢者把握事業における2次予防対象者の検診区分の変更による委託料150万円、通所型介護予防事業における通年型利用者の減による委託料350万円の減額及び印刷製本費200万円の減額などであります。

7款支出金140万の増額は、第1号被保険者の異動者増に伴う保険料還付金の増額であります。

財源となる歳入予算の主な内容は、1款保険料221万9,000円の増額、4款国庫支出金861万1,000円の増額、5款支払基金交付金1,079万3,000円の増額、6款県支出金634万7,000円の増額、9款繰入金1,553万2,000円の増額であります。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、議案第23号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,860万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億480万円とするものであります。

歳出予算につきましては、2款下水道事業費、1項公共下水道費20万の増額は、公共下水道建設事業費であります。

3項流域下水道費1,880万円の減額は、建設負担金及び維持管理負担金であります。

財源となる歳入予算につきまして、3款国庫支出金307万9,000円の増額と4款県支出金10万円、5款繰入金687万9,000円、7款町債1,470万円の減額であります。

また、平成24年度から25年度よりの明許繰越は、第2表のとおりであります。国の緊急経済対策に対応する追加事業であり、年度内に事業が完了できないため、1,620万円の明許繰越をお願いするものであります。

以上が下水道事業特別会計の概要であります。

次に、議案第24号についてご説明申し上げます。

収益的収入は681万7,000円を増額し、総額4億4,225万2,000円とするものです。主なものは、1款上水道事業収益で水道料金の増額であります。

収益的支出は547万5,000円を増額し、総額4億3,609万7,000円とするものです。

主なものは、1款上水道事業費用で、動力費、固定資産除却費の増額であり、2款簡易水道事業費用では、光熱水費、固定資産除却費、その他雑支出の増額であります。

資本的収入は205万円を増額し、総額2億7,822万3,000円とするものです。

2款簡易水道事業資本的収入で、国庫補助金の増額であります。

資本的支出は2,134万円を増額し、総額4億6,023万5,000円とするものです。

主なものは、1款上水道事業資本的支出で、機械及び装置購入費の増額であり、2款簡易水道事業資本的支出では、国の補正予算に伴う緊急経済対策である大穴地区石綿管布設替え工事の増額であります。

以上が水道事業会計の概要であります。

以上、一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（森下 直君）** 町長の提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第19号から議案第24号の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（森下 直君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）につい

てから、議案第24号、平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定しました。

- 日程第20 議案第25号 平成25年度みなかみ町一般会計予算について  
 議案第26号 平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について  
 議案第27号 平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について  
 議案第28号 平成25年度みなかみ町介護保険特別会計予算について  
 議案第29号 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について  
 議案第30号 平成25年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長（森下 直君） 日程第20、議案第25号、平成25年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第30号、平成25年度みなかみ町水道事業会計予算についてまでは、関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。

町長より一括提案理由を説明をお願いします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第25号から議案第30号まで一括してご説明申し上げます。

議案第25号、平成25年度みなかみ町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億8,000万円と決めました。前年度と同額であります。

歳出の主な内容を申し上げますと、1款議会費1億707万4,000円は、議員報酬、地方議会議員共済会負担金等であります。

2款総務費14億5,247万6,000円は、総務管理費が11億5,456万2,000円で、主な内訳は、職員人件費6億231万7,000円、一般管理費5,999万2,000円、温泉施設費7,390万2000円などです。また、その他主なものは、徴税費2億99万円、戸籍住民基本台帳費5,389万円、選挙費4,064万1,000円です。

3款民生費24億3,590万8,000円では、福祉費が16億9,677万5,000円で、主なものは乳幼児の福祉医療費1億7,959万9,000円、障害者自立支援給付費3億2,794万9,000円です。また、児童福祉費7億3,909万2,000円は、子育て支援費3,801万円、児童手当費2億7,140万6,000円、月夜野地区こども園開設準備事業2,001万4,000円、私立保育所補助費1億6,631万4,000円です。

4款衛生費12億3,644万8,000円では、国民健康保険特別会計繰出金1億4,615万9,000円を含む保健衛生費が5億2,298万7,000円で、奥利根アメニティパーク管理費等の清掃費が6億1,562万2,000円、また水道費が9,783万9,000円です。

5款労働費1,611万2,000円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金であります。

6款農林水産業費8億8,975万7,000円では、農業費が7億9,483万7,000円で、主なものは利根沼田区域農用地総合整備事業負担金1億1,058万9,000円、小規模土地改良事業4,268万8,000円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業7,299万1,000円、農業体質強化基盤整備促進事業1億2,000万円等があります。また、有害鳥獣対策費等の林業費は、9,492万2,000円です。

7款商工費4億3,357万7,000円では、商工会補助金や住宅新築改修等補助金等の商工費が6,041万5,000円で、観光費3億7,316万2,000円は、みなかみ町観光協会補助金4,357万7,000円、ググっとぐんまキャンペーン3,554万7,000円、赤沢スキー場費3,084万5,000円などがあります。

8款土木費は17億9,081万7,000円で、道路橋梁費7億4,639万8,000円では、町道舗装補修工事等の道路維持管理事業の1億1,000万2,000円、橋梁補修工事等の橋梁長寿命化事業の2億4,993万4,000円、除雪費1億9,990万円などがあります。

都市計画費8億2,261万1,000円では、主なものは町道悪戸矢瀬線の道整備交付金事業9,445万円、町道真政悪戸線整備事業1億7,207万円、下水道事業特別会計繰出金4億4,642万1,000円などがあります。

住宅費2億288万9,000円では、町営住宅長寿命化事業6958万4,000円、狭隘道路拡幅整備事業7,272万8,000円などがあります。

9款消防費4億5,948万9,000円は、利根沼田広域消防負担金3億2,795万円が主なものであります。

10款教育費は18億1,786万2,000円で、主に利根商業高等学校負担金4億5,210万円、大規模改修工事等のカルチャーセンター管理運営事業5,280万2,000円及び総合体育館管理運営事業3億3,690万円、また各学校の管理や教育振興事業費等があります。

12款公債費22億2,693万4,000円は、町債の元利償還等一時借入金利子であります。

13款諸支出金346万6,000円の主なものは、土地開発公社に対する利子補給であります。

次に、財源となる歳入の主なものは、地方交付税46億8,000万円、町税34億8,500万円、町債16億7,360万円、県支出金8億6,681万1,000円、国庫支出金8億661万1,000円、繰入金2億6,651万1,000円、使用料及び手数料2億3,957万7,000円、地方譲与税2億500万円、地方消費税交付金1億8,800万円、分担金及び負担金1億5,270万7,000円、諸収入1億2,779万円などがあります。

なお、地方交付税等の依存再現については、国の地財対策を参考にして、また町税等の自主財源については、過去の実績や最近の傾向に基づき算出したところがあります。

債務負担行為については、第2表のとおりとなっております。施設の指定管理、利子

補給について、平成26年度以降の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

また、地方債であります。第3表に示しておりましたとおり総額は16億7,360万円となりました。主な内訳は、臨時財政対策債8億円、過疎債8億3,370万円、合併特例債3,500万円であります。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第26号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,700万円と決めました。前年度対比5,100万円、1.7%の増であります。

歳出の主なものは2款保険給付費19億8,725万9,000円は、療養所費19億7,215万2,000円、出産育児諸費1,260万7,000円、葬祭諸費250万円です。

3款後期高齢者支援金等3億8,005万9,000円、6款介護納付金1億8,736万1,000円は、社会保険診療報酬支払基金への納付金であります。

7款共同事業拠出金3億5,052万7,000円は、市町村間の平準化を図る目的での国保連合会への拠出金であります。

8款保健事業費2,996万2,000円は、医療費の抑制につながる生活習慣病に重点を置いた特定検診及び保健指導、人間ドック検診費助成などであります。

以下、11款諸支出金42万5,000円、12款予備費3,000万円であります。

財源となる歳入の主なものは、保険税7億1,260万円、国庫支出金7億8,434万1,000円、医療給付費交付金1億1,651万5,000円、前期高齢者交付金5億4,213万6,000円、県支出金1億8,133万5,000円、共同事業交付金3億4,698万5,000円、繰入金1億4,616万円、繰越金1億5,432万5,000円です。

保険税については、近年の経済状況や国保加入者の減少等影響により年々減少している状況となっております。また、医療費については、増加傾向にありますが、平成24年度においては、前年度並みで推移しているところであります。

国保の広域化も取り沙汰される中、今後の医療費等の推移などに注目し、健全な財政運営に努めてまいります。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案第27号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,800万円と決めました。前年対比900万、3.4%の減であります。

歳出の主なものは、1款総務費448万1,000円は、総務管理費163万円、徴収費285万1,000円です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金2億4,350万4,000円は、保険料等負担金2億3,308万2,000円などです。

以下、3項諸支出金67万5,000円、4款保健事業費834万円です。

財源となる歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億5,590万円、一般会計繰

入金9,280万7,000円、諸収入829万3,000円、繰越金100万円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第28号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,000万円と決めました。前年対比8,200万円、4.2%の増であります。

歳出の主なものは、1款総務費3,006万4,000円は、総務管理費410万6,000円、徴収費413万2,000円、介護認定審査費2,167万8,000円などであります。

2款保険給付費19億3,800万円は、介護予防を含む介護サービス等諸費18億1,120万円、審査支払手数料230万円、高額介護サービス等費3,460万円、高額医療合算介護サービス等費700万円、特定入所者介護サービス等費8,290万円などあります。

3款地域支援事業費2,828万9,000円は、介護予防事業費1,408万円、包括支援事業費1,078万2,000円、任意事業費342万7,000円などあります。

以下、7款諸支出金1,100万円、8款予備費2,259万7,000円などあります。

次に、財源となる歳入の主なものは、1款保険料3億1,600万円、4款国庫支出金5億513万4,000円、5款支払基金交付金5億6,600万1,000円、6款券支出金2億9,719万9,000円、9款繰入金3億1,166万9,000円、10款繰越金3,358万9,000円であります。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、議案第29号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,600万円と決めました。前年対比1,400万円、1.4%の減となっております。

歳出の主なものは、1款総務費7,525万1,000円は、職員人件費及び一般管理費であります。

2款下水道事業費4億844万9,000円は、公共下水道費1億3,768万2,000円、特定環境保全公共下水道費6,822万1,000円、流域下水道費1億9,738万5,000円、農業集落排水処理施設に213万円、汚水処理施設費303万1,000円であります。

3款公債費4億9,130万円は、下水道事業債の元利償還金であります。

次に、財源となる歳入の主なものは、2款使用料及び手数料2億1,487万9,000円、3款国庫支出金5,115万円、5款繰入金4億4,643万1,000円、7款町債2億5,000万円あります。

以上が下水道事業の概要であります。

次に、議案第30号についてご説明申し上げます。

収益的収入、1款上水道事業収益2億4,105万1,000円の主なものは、水道料

金、一般会計補助基金であります。

2款簡易水道事業収益1億9,594万9,000円は、上水道事業収益と同様でございます。

収益的支出、1款上水道事業費用2億1,589万2,000円の主なものは、1項営業費用で、動力費、総務費の職員人件費、減価償却費であります。

2項営業外費用は、企業債利息及び消費税であります。

2款簡易水道事業費用2億2,110万8,000円の主なものは、1項営業費用で、水質検査手数料、施設修繕料、動力費、総務費の職員人件費、減価償却費で、2項営業外費用は、企業利息であります。

資本的収入、1款上水道事業資本的収入1,053万1,000円は、工事負担金、一般会計補助金であります。

2款簡易水道事業資本的収入5,146万9,000円は、企業債、県補助金、一般会計補助金であります。

資本的支出、1款上水道事業資本的支出8,366万3,000円は、1項建設改良費で大額地内圧力解消工事等であり、2項は企業債償還金であります。

2款簡易水道事業資本的支出9,533万7,000円は、1項建設改良費で、北部簡水カツサマ地内緊急連絡間工事等であり、2項は企業債償還金であります。

以上が水道会計の概要であります。

以上、6件を一括して進めさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（森下 直君）** 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑は簡便に願います。

まず、議案第25号、平成25年度みなかみ町一般会計予算について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（森下 直君）** ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。

次に、議案第26号、平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（森下 直君）** ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

次に、議案第27号、平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（森下 直君）** ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

次に、議案第28号、平成25年度みなかみ町介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（森下 直君）** ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。

次に、議案第29号、平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。

次に、議案第30号平成25年度みなかみ町水道事業予算について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

---

#### 委員会付託

議長(森下 直君) お諮りいたします。

議案第25号、平成25年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第30号平成25年度みなかみ町水道事業会計予算については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、平成25年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第30号、平成25年度村上町水道事業会計予算については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議長(森下 直君) 一時休憩をいたします。開会を1時からということでお願いいたします。

(11時39分 休憩)

---

(13時00分 再開)

議長(森下 直君) 再開をいたします。

---

#### 日程第21 一般質問

通告順序1 11番 島崎 栄一 1. 猿やイノシシの害のことについて

議長(森下 直君) 日程第21、一般質問を行います。

一般質問については、8名の議員より通告がありました。

本日は3名の方より随時質問を許可いたします。

まず、11番島崎栄一君の質問を許可いたします。

島崎栄一君。



(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) それでは、通告に従い、一般質問いたします。

猿やイノシシの害のことについて質問いたします。

昭和の時代には猿、イノシシの害はほとんど聞いたことはありませんでした。しかし、今では山際の田畑を持つ人に聞けば、猿、イノシシの害、被害を幾らでも聞くことができます。猿、イノシシの害は、耕作放棄地が広がる原因にもなっています。農家にとって作物は、給料やボーナスであり、それらを荒らされることはどんなにも悔しいことであるか、町は深刻に受けとめるべきでしょう。

町のつかんでいる被害額は1,000万円ほどですが、実態はもっとひどいのではないかと思います。手間ひまをかけ育てた作物が収穫間際に猿、イノシシに食べられたときの精神的ショックは大きく、つらいものです。農家にとって害のある動植物はいろいろあり、昔から各農家で頑張って防いできましたが、猿やイノシシについては、各農家の頑張りだけではどうしようもないのではないかと思います。猿、イノシシについては、町が取り組んで農家を守らなければならないのではないのでしょうか。

全国各地の猿の害の中には、かみついたりして人間に危害を加える事案も出てきました。猿の牙は鋭く、何針も縫うような大けがになります。みなかみ町の猿は1,000匹以上いるようですので、いつそういった危険な猿が出てくるかわかりません。

みなかみ町では、去年の猿やイノシシなどの被害状況はどのようなものだったのでしょうか。また、来年度からどのような対策を打っていくのでしょうか。そして、農家や家庭菜園を楽しむ町民が安心して作物をつくれるようになりますか。

ここ20年間、電波で群れを調査したり、花火などで追い払ったりしてきましたが、被害地域は広がり続けてきました。

平成23年4月からは、獣害対策センターをつくり、予算を年間6,000万円ほどかけています。また、猿については生息地の15%までの駆除を進めていますが、被害はなくなっていないです。これまでの方法では根本的な解決にならないのではないかと思います。町長はどのように考えていますか。

議長(森下直君) 町長。

(町長 岸良昌君登壇)

町長(岸良昌君) ただいま猿、イノシシということで、被害の問題についてご指摘がありました。何点か質問ございましたが、順次答えさせていただきます。

まず一番最初にご発言のありました昭和の時代に猿、イノシシは非常に少なかったと、これは私も聞いておりますし、そのとおりでと思います。イノシシについては、中国山脈で生き残ったと聞いていますから、昭和の何年かをとらえるかによりますけれども、関東地方にはいなかったというようなことも聞いております。もちろんその他のクマであるとか、その他の問題もありますけれども、今のご質問で答えさせていただきますと、現時点においては、平成24年度の被害についてはまだ集計いたしていません。今のところ明確に数字でお答えできるのは、水稲については栽培が終わっていますから、これについては1.2ヘクタールの被害があったという数字は持っております。

さて、どのぐらいの規模かということについては、23年度は県で集計しているときにみなかみ町として整理した数字がありますから申し上げますと、面積でいうと13.7ヘクタール、被害額が1,080万、そして、捕獲頭数、これは猿、イノシシ等々足してですが、529頭という状況でございます。このことによって耕作放棄地、特に農業が被害を受けていると、今、島崎議員のご指摘のとおりですし、この間みなかみ町は猿を中心とした害獣による被害が大きいということについては、県のほうにも再々いろいろな機会に発言しているところです。

今、島崎議員のご指摘の全く同じ視点になるかと思えますけれども、後で時間があれば時系列的に被害額申し上げますけれども、1,000万上下するという数字は動きますけれども、大体そのぐらいの規模です。この話について具体的には、県との懇談会のあったときに、獣害による農作物被害というものについては、数字で出ているよりはよほど大きいんだということについて私も承知しておりますし、情報発信もしております。

例えばの言い方で言うと、夏休みで明日孫が来る、そのためにおばあちゃんがトウモロコシを10本つくっていました。孫の来る前の日に猿に食べられました。これ被害届出しませんけれども、出したとしても1個100円、20個で2,000円、その2,000円という被害額とダメージと圧倒的に違うということについても、常に申し上げてきているところですし、そしてまた、結論的な話になりますけれども、15%の駆除については、許可するという基準についても、つまり自然保護、あるいは生物多様性的な視点からいって、一定数の猿さら猿も自然にはいるべきだという保護の視点からいったとすれば、何年前に猿がみなかみに何頭いて、それが適正な自然の状況だということであれば、今おっしゃっているようにおおむね1,000頭は超えているだろうと言われてるので、もし10年前の150頭が正しいということであれば、850頭をとる手法はないのかということも具体的に相談しましたがけれども、後ほどちょっと具体的な数字答えますが、そういう手法はないというのが現況のことです。

質問に沿って答えさせていただくと、全体の傾向値としては、少なくとも24年集計した時点の推計ですが、23年は下回るであろうというふうに思っております。それでその要因としては、侵入防止さくを整備してきたこと、そしてセンターも設けまして、パトロールを頻繁に実施していること、あるいは森林整備隊等を含めて、境界の森林整備を進めていること、そして猟友会や実施隊、これによる捕獲、追い払いをやってきたということがあるので、24年は23年よりは下がる傾向にあるだろうというふうに思っております。

ちょっと煩わしいかもしれませんが、数字を少し述べさせていただくと、平成17年みなかみになってからの数字ですけれども、面積は余り変わらないので申し上げます。被害額は520万、18年が1,430万、19年が990万、20年が960万、21年が1,060万、22年が1,630万、23年が1,080万といったような集計値になっています。したがって、1,000万のところを前後するということです。

この中で平成18年が1,430万円、平成22年が1,630万円と多くなっています。この2年はいろいろな状況があったんだと思えますけれども、ツキノワグマの被害が

非常に大きくなっている、この年はツキノワグマの捕獲数も多くなっているということです。

また、数字で申しわけありません。捕獲数でいきますと、17年が58頭、18年が162頭、19年が86頭、20年から数がふえまして297頭、21年が323頭、22年が581頭、23年が529頭というようなことになっていきますし、この辺については、内訳というのがこれ全部あるんですけども、これも煩わしいので、今のご指摘の猿だけで申し上げさせていただきますと、17年が32頭、18年が36頭、19年が38頭、20年が56頭、21年が61頭、22年が89頭、23年については111頭ということで、もちろんイノシシの被害も、そしてツキノワグマも体が大きいですから被害になると先ほどのご指摘の人身事故的なもののおそれもありますので、問題ではありますけれども、ちょっと猿だけで言わせていただいても、22年の89頭が23年には111頭と、この辺で見ていただくと駆除隊であるとか、あるいは猟友会というところに奨励金、あるいはその他の情報提供ということも含めまして、町としても相当力を入れているという成果だろうと思います。

そのことについて被害が減らないのはなぜかということについては、被害額については、これもまた今ご指摘の事を確認しているだけですけども、2年も農業被害を受けると3年目には耕作しない、つまりそのエリアから外れてその下で耕作しているところにまた害獣が出てくるといういいほうのトレンドではないと思いますけれども、そういうことが被害額が急にはふえないだろうと、だから被害額がふえてないから町の状況がよくなっているかというふうには思いません。

このことについては、ご指摘のようにそれぞれの農家の方が防護柵をやるとか、追い払いをやるとか、耕作に頻繁に出ていただくとかということも必要だと思いますけれども、そのことだけで猿の数が減るわけでもないし、イノシシの数が減るわけでもないと思っています。そのところはさっき言った数字の繰り返しになりますが、町としては相当力を入れて各種の施策をやっているところです。

来年度はどういう計画かということですが、まず今回の議会で予算審議をお願いしておりますので、予算の中に詰め込んであるのを申し上げますと、猟友会並びに実施隊、そしてパトロール隊の捕獲、追い払いの活動費、そして、侵入防止柵については逐次やってきましたが、25年については8キロメートル分、それから森林整備については20ヘクタールをやる経費、これらを計上しております。

今のでやりますと、過去の累積でいうと、侵入防止柵は117キロになり、森林整備については70ヘクタールを超えるというのがこのたびの実績になります。ただし、これについては、例えば防護柵について、侵入防止柵、これについては対象獣、イノシシ、あるいは猿、シカ、ハクビシン等々それぞれによって個性があるという言い方は失礼ですが、イノシシ用のやつを布設しても猿が飛び越えてくるとかそういうことがありますので、一概にそれで全て大丈夫だということではなかなかかなりにくいと、これはもうご承知のとおりだと思います。

1点特記してご説明しておきたいのは、25年には先ほどからご指摘がありました調

査を繰り返してきた中で、みなかみ町のニホンザル適正管理計画というものを今詰めておりますので、これを策定して県の承認を受けることによりまして、個体数削減を一層進めていきたいと思っています。これまた県の協議もありますので、一概にここで宣言はできませんけれども、一般的には猿について言うと、集団個数を把握して、その頭数の15%の削減が上限であると言われてはいますが、協議の結果によっては、群れの中の頭数については、半分までにできるという基準もあるようですから、何とかそういう形の適正管理計画を認めていただくように県とも協議していきたいというふうに思っております。

そしてまた、無線で行動調査しているということもありますけれども、ここ2年間基金によって先ほどお話のあった5,000万弱、3,000数百万という経費を使っておりますので、逆にいうとパトロール等によって多くのデータが蓄積されています。これをうまく活用するシステムというのはまだでき上がっていませんけれども、この辺をうまく組み立てて、いろいろなデータ集積、傾向値の分析、あるいは防護すべき場所、一定のことにうまくつながればいいと思っています。

そして、これについては地域ぐるみの取り組みで、どこかの地域を指定して、地域の方々と獣害センターを中心とする町が連携しながら、追い払いだとか、あるいは檻の設置をやって常日ごろから動物管理を行うと、動物管理というか、来ないようにするといったようなことを25年は取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

そこからこれで安心して農業ができるのかというお話については、今までの話でご推測いただくしかないんですけども、何が安心かというのはいろいろありますけれども、いずれにしても、24年度で森林整備地区の住民を対象にアンケートを実施したところ、やはり協会の森林を整備すると地域が明るくなって、そこには前よりは出てくるのは少なくなったよねと、つまり獣の出没も抑制されたという意見は随分来ていますけれども、我が町非常に山と農地の境というか、人の住んでいるところと山林の境というのは広大ですから、なかなか少し進めただけでは安心というわけにはいかないんだと思います。

ご質問される立場と答える立場なので、ちょっと違っているように見えるかもしれませんが、ほぼ同じ認識で、これについては相当金もかかるけれども、町として積極的に取り組んでいかなければいけない、そしてまた、これという解決策はない中で、この動物の数をふやさないように駆除については、強化していかなければいけないという認識は同じだろうと思っています。

ひとまずの答弁をさせていただきます。

議長（森下 直君） 島崎君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 来年度は今年よりも対策がさらに進む感じというふうに受け取りました。今年よりもより対策強化されるのではないかとこのように感じたんですけども、まず、以前去年か一昨年の調査で1,200頭ということだったんですけども、その50%、県がもし許可としたとして、それが全部が全部50%、600とっていいという話にならないとは思いますが、ただ1,200を超えるような猿が今現在います。新治地区でいいますと、白狐沢とか湯宿とか布施のあたりとかいる猿の群れは、もう餌といえば畑

みたいな環境です。ですから、いるということは被害が出るような感じになりますから、それを減らす、もしくはゼロにするというふうにしなないとなかなか被害が減らないと思います。

そういった中で、全部駆除する、殺すというのもそれでもそうしなくてはならないこともあるのかもしれないんですけども、もし何か生かして利用する方法あれば捕獲して何か利用するというんですか、何か利用方法はないかどうかというのは町長は考えていますか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） ちょっとお答えする前に今の前段部分でお話ししておきます。

群れの数を半分にするということで、計画を県に認めてもらうようにという話については、町の中に何群だか忘れちゃけれども、10何群群れがあるそうです。その中の新治地区のたしか湯宿の群れについて計画を立てて、その部分の群れについては、半数にするということを県と協議しているということでございます。その母数が100頭だったか50頭だったか忘れちゃけれども、その部分はそういうことです。全体の数を半分にするという計画ではないということだけご説明しておきます。

そしてまた、この猿について、例えば経済効果があればどんどん捕る人が出てくるということだと思うんですけども、そういう形でのいわゆる活用方法というものはないものだと思っています。

したがって、今町内に1,000頭は超えているだろうと、これについては、つい先般二、三年前までは、県の認めている頭数というのはもっと圧倒的に少なかったんで、この間の調査の中で個体調査をやり、それを説明することによってみなかみのいわゆる公式な猿の頭数というのが1,000頭近くまでいっていると、実態はもっと多いだろうというのはご指摘のとおりだと思います。その辺のこの間の調査の努力というのがそういう数字には反映されているんだろうというふうに思っています。

今、ご質問のうまく何かに使う方法はないかということについては、適切な利用方法はないだろうと、あるいは見つかってないというのが現況でございます。

議長（森下 直君） 島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 実は猿といいますと、ヨーロッパとか先進国ではほとんど猿というのはいません。それから、基本的には熱帯とか亜熱帯、暖かいところの動物で、雪が降るところにすむ猿というのは非常に珍しいということで、スノーモンキーとか英語で言われるぐらい日本の猿というのはちょっと珍しい猿となっています。そういう中で、そのニホンザルを使って観光振興をしている地域も日本全国ありますし、群馬県内でも富岡のサファリパークではニホンザルの群れが入っています。それから、上野の動物園でもニホンザル入っています。

地元の人と話したんですけども、農家の方で作物がやられて頭にきたと言っていたんですけども、もう憎いは憎いんですけども、カボチャ抱えて逃げていく姿はちょっと笑っちゃったということで、愛きょうがあるのは本当です。それから、都会の人なん

かはもう無条件に猿がいると喜ぶというのがありますので、観光振興に使えばいいのではないか、みなかみ町でいいますと、猿ヶ京温泉という地名が温泉地としてあります。猿ヶ京、猿の京と、そういう中で富岡のサファリパークにもいるんですけども、こちらにもそういうサファリパークみたいなある程度ちょっと自然ぽいところであって、雪が降ったら温泉の池に猿がつかえるような感じで、お客さんが見て喜ぶような演出というんですか、見方をして、1,200頭全部、今のところは殺すことではないんですけども、何百頭ということを捕獲した場合、全部を駆除するというよりは、その200頭なり300頭なりをそういう観光振興に利用できればいいのではないかというふうに私は個人的には思っています。

さらにいいますと、猿ヶ京で猿ヶ京または湯宿、または上牧、湯原等そういうところの旅館、ホテル、観光の商売をしている人からすると、そういう藪塚のヘビセンター、ヘビでお客様も来ますけれども、猿センターではないですけども、そういうところの見たところが一つふえるとこういうのもありますよという宣伝にも使えるのではないかと、観光振興に使えるのではないかと、そういった中で、いろいろ工夫できればと。

あとこの辺ですと農業も盛んで、キュウリ等を栽培している人もいっぱいいます。リンゴ等もあります。そういった中で、キュウリですと毎年夏になると曲がったキュウリくれるよというので、みんなただでくれていますけれども、今ですとお金を生まない曲がったキュウリですけども、こういう猿のサファリパークがあった場合、お客さんに曲がったキュウリ1本50円で売って、えさということで、猿に投げてもらって喜んでもらうという方法で少しでも現金化できるのではないかと、リンゴについても例えばひょうが当たったり、何か傷があったりして、普通の販売には向かないリンゴなんかというのも出てきますから、そういうのがそういう猿用のえさで観光客に売るというのをやると、そうすると今まで農家では収入にならなかった作物がちょっと収入になると、富岡のサファリパークでもやはりえさは50円とか100円で売ってしまして、こんな草なんかくれたり、お客さんが買ってやっていますし、奈良では有名なシカせんべい、売れて買ってシカに食べさせていますし、やはりそういうのがありますので、いろいろ相乗効果があるので、1,000頭からいうやつを全部駆除というのもちょっと気が引けますので、もうそういうせっかくいるものですから、生かして使う方法が進めてもらえればと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

町長（岸 良昌君） ただいまの話でいわゆる獣害が非常に激しいので猿をどうするかという議論については、確定数字はありませんけれども、お互いに1,200頭ぐらい町内にいるんだろうという認識のもとでいいと思うんですが、昨年捕獲した猿が111頭、その前が89頭、つまりこのところ相当猿の駆除も力入れているけれども、年間100頭ぐらいとこういうことです。

ところが、これ数字がうまくきちっと抑えられるわけではないんですけども、生まれてきているほうは100頭より多いだろうと、200頭までいっているかもしれないと、これは妊娠可能猿数にどうのこうのみたいな単なる推計値ですけども、そういう中で、

今おっしゃるように1,200頭いたとして、その中の200頭は捕獲のかわりに飼育するということだとしますと、その分について1年か2年で戻ってしまうわけですね。だから全対数を減らすのには余り大きく影響はないだろうと。

逆の視点でどうせのことなら観光資源としてどうだと、こういうご指摘だと思います。例えば桐生が岡公園の猿園に何頭猿がいるか確認はしていませんけれども、100頭弱ではないかと思うんです。それで、実は猿をどうやって飼うんだということについては、前の前だったですか、議員からもお話があって、研究しろということでもあったので、若干の調査はしましたけれども、猿というのは非常に囲い込むのが難しいと、人から見えるようにしておいてある程度の広さで、よくおわかりのように上野の猿の場所だとか、桐生が岡公園もそうですけれども、ああいうイメージのやつをつくらなくてはいけない、相当程度場所もかかるし、そして、今餌はこういうものを活用すればいいのではないかという逆のお話があったんですけれども、餌代も相当かかります。

そして、これは別に上野にあるわけではない、桐生市にあるわけではない、例えば猿ヶ京の自然につくってお客さんが呼べるだろうという視点とちょっと離れるかもしれませんが、どこの動物園も猿で人を呼ぼうというよりは、動物園に入ってきた子供たちは必ず猿の前に行って楽しんでいるということではありますけれども、どっちかというところでも猿の数がふえてこれを駆除というか、処分しなければいけないと、そういうことで悩んでいるようです。

一言でいいますと、どのぐらいの規模であるのかということと、そのための必要な投資額、そこら辺については正確には詰めていませんけれども、相当コストがかかって、いわゆる猿ヶ京に来ていただくお客さんを少しでもふやすための手段としてどうだろうかということになると、ちょっとコストがかかり過ぎるのかと、全く概略の概略の話です。そんな印象でございます。

議長（森下 直君） 島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） コスト面、えらいかかるようでしたら、難しい面もあるので、いろいろ研究してもらって、また自分でもいろいろ研究、自分なりに研究してみたいと思います。

今のところの町長の答弁ですと、来年度の駆除数が劇的にふえるわけではないというふうに聞こえました。今現在でも計画では150ぐらいだと思うんですけれども、それが来年度200かそのぐらいになるかというぐらいに聞こえたんですね。そうすると、先ほども言いましたように生まれる数が200、また250とかですと、100と、150とかとったとしてもふえ続けると、ふえ続けるということは、被害もなくなるし、ある意味被害もふえ続けるし、耕作放棄地も広がり続けるということなので、それでは根本的な解決にならないと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

町長（岸 良昌君） 数からいうと今ご指摘のあったようなことだと思います。23年が111頭でこれを管理計画の中でふやしていきたいと、単純に生息数の15%ということではなくて、上乘せ分の駆除計画をつくりたいと、対してこれについては、一群について認めて

もらう方向で調整しているということですから、数をいけば力を入れても200頭だろうと、そして私のほうが先に言ったように1年200頭生まれているかもしれないということですので、なかなか減らないと思います。減らしたいというのは私もそのとおりです。そしてまた、動物管理計画の制限だとかそういうのをいろいろクリアしながら、なるべく多くの頭数を駆除したい、このことにかかわる経費については、今予算計上した経費がありますけれども、さらに増やしていくということは可能であれば増やしていきたいと思います。それはすなわち予算の上限がこれだからここまでできないというスタンスではないにしても、いろいろと難しい要件があると、それで、みなかみの猿がなかなか減らないのではないかと、これはご指摘を素直に受け取るしかないと思いますけれども、その間のこれだけの経費をかけてこれだけの努力をしているということがなければもっと酷状況にはなっていたと、これは猿と人間のずっと追いかけてこみたいなことですけれども、もう島崎議員のご指摘も重々わかりますので、なるべく多くの猿が駆除できる方法、これについては、計画、財政、あるいは猟友会を含めて手伝ってもらう人、そういうところの手当てを重ねながらなるべく駆除できるように努めていきたいと思っています。

議長（森下 直君） 島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） とりあえずは駆除を増やしていったら、なるべく被害を少しでも減らそうという方向だと思います。県との交渉の中でも頭数頭の駆除の数をもう少し、またもう少し群れの数ですか、半分にする群れの数を増やしたりだとかいろいろ努力してもらえればと思いますけれども、あともう一つは、今ですと猿1匹撃った場合、尻尾持ってきてもらうと6,000円で、それから2,500円が埋め賃ですかということになっていると思うんですけれども、余り埋め方が悪かったりすると出てきたりとか、野犬とかそういうのが荒らしたりなんていうこともありますので、何か町営地、町営の山とか山林とかである程度ショベルカーである程度深く掘っておいて、そこにどっさんどっさん入れてぱっと土かけて、ある程度処理しやすいような場所を整備するとかというのはないのでしょうか。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

町長（岸 良昌君） その問題については、猿に限らず我が町のいわゆるごみ処理場は燃やせませんので、この有害獣の処理もできていません。例えばでいうと、国道で、あるいは県道で犬だとか猫だとかタヌキが死んでいるやつを県なり役場職員が集めたときに、これも町の責任で処理しなければいけない、つまり焼却炉で燃やせないということでもありますので、その部分については、ご存じのとおり、今お話があったように、町有地の中にショベルカー等で穴を掘って埋めているというのが現実です。ですから、猿を駆除した方がその猿の駆除したものを持ってきていただければ同じような処理方法になると思いますけれども、それよりも今言った報奨金のバランスの問題で、自分で処理されて尻尾のカウントで駆除の報奨金というんですか、これを出しているという状況です。

今の話について、いろいろなことを含めて、交通事故での犬、猫を含めて、例えばわかりやすく言うと、駆除動物の焼却場、これができればいいんですけれども、それをつくるにはやはり地元の詳細を得てその場所を設定するとかという問題がありますので、ま



だ踏み込んでおられません。だけれども、どこかの時点で必要ではないかという認識は、片方で持っています。この辺については調整が非常に難しいと思うので、積極的な検討に入っておりませんが、今のご指摘のようなことがあれば、また課題としては今までもあるし、考えなければいけないことかと思っています。とはいいながら具体的な方法に踏み込んでおられません。

議長（森下 直君） 島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 今の答弁の中で、持ってきてもらえれば町が処分するという事なんです。もしそうだとしたらどこに持っていけばいいか、猟友会の人が。

議長（森下 直君） 農政課長、答弁。

（農政課長 高橋正次君登壇）

農政課長（高橋正次君） 先ほど町長のほうからご説明があったとおり、町は焼却施設を持っていません。そういう中では、今の現在は猟友会の人たち、要するにとった人たちに処理してもらおうというのが現状でございます。

以上です。

議長（森下 直君） 島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） そうすると、町に持ってきてもらえば処理してもらえないということはないということですか。

議長（森下 直君） 答弁。

（農政課長 高橋正次君登壇）

農政課長（高橋正次君） 今の町に持ってきてもらうというのは、道路に死骸としてイタチだとか、そういうものがあるとすると、国交省のほうから道路管理者のほうから町のほうに連絡がございまして、それを町のほうはさっき言ったパトロールだとかそういう人たちに行ってもらって処理をしてもらっていると、猿だとかイノシシという部分とはちょっと若干違うと思うんですけども、そういうような処理の仕方をしているというのが内容でございます。

議長（森下 直君） 島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） そうすれば、今はやってない、受け取ってないようですけども、そういうのを今だと500とかそういう数ですので、ある程度山奥のなんか山林を利用して処理というんですか、楽にちゃんと埋められて野犬とかに掘られないようにするという方策を町はやらないんですか。

議長（森下 直君） 町長、答弁。

町長（岸 良昌君） 先ほど農政課長のほうで誤解のないように答弁してもらいましたので、それでいいと思っていますけれども、実際上は今農政課長の答弁どおり、猿の駆除については、猟友会がやっていただいているので、処理してもらっているということです。もし持ってくればということについては、他のそういう交通事故の遺体等と同じ取り扱いになる

だろうと、今のお話しですと、例えば大々的にやるという計画のもとに500頭の猿を駆除したらどうかということですが、それは当然そういうときには町と猟友会、あるいは実施隊と連携してやる時の話ですから、そのときに100頭の駆除計画を立てていれば、100頭のスペースは用意して町と一緒にやると、これは当然だと思います。ですから、500頭も駆除できるという状況になったときには、町の農政課だけでなく、センターだけでなく、一つの町の大事業として処理する場所も用意する、あるいはそれを全体を回していく職員を配置すると、当然のことだと思います。

議長（森下 直君） 島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） そうすれば、とりあえずできるところから一生懸命取り組んでもらいます。なるべく被害が出ないように、少しでも被害が減るようにお願いしたいと思います。

さらに、先ほど言いました1,000からいるものですから、全部駆除というよりは、生かして利用する方法も一生懸命検討してもらえればと思います。もしそれがうまくいって観光振興なんかになればよかった、300、400という数の猿が見られる場所だよというところもいいのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと。

旭山動物園というのが北海道ですごく有名ですが、そこだけで何十万というお客さんと呼んでいますので、やり方、工夫の仕方によってはもしかしたらすごい方策が生まれるかもしれないので、ぜひご検討をよろしくお願いします。

では、これで一般質問を終わりにいたします。

議長（森下 直君） これにて11番島崎栄一君の質問を終わります。

---

通告順序2 6番 林 一彦 1. みなかみ町をエコパークにするのか

議長（森下 直君） 次に、6番林一彦君の質問を許可いたします。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 6番林一彦です。

議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。

質問につきましては、みなかみ町をエコパークとするのかであります。

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関であります。ユネスコエコパークは、人間と生物圏計画の一環で認定する生物圏の保存地域の通称でございます。

富岡製糸場がこれが登録を目指すユネスコの世界遺産が手つかずの自然を守る、これが原則なのに対しまして、ユネスコエコパークは、自然の保全と利用の調和を図る、この取り組みが評価されます。ユネスコエコパークとして、国内では、屋久島、志賀高原、白山、大台ヶ原・大峰山の4地域が1980年に指定を受けております。

平成22年の9月定例議会におきまして、一般質問させていただきました赤谷プロジ

エクトは、みなかみ議会におきましても視察研修を行いまして、現在環境課内に担当を置いております。この赤谷プロジェクトが開始されましたその翌年に発足した宮崎県綾プロジェクトが展開している自然と共生した地域づくり、これが評価されまして、綾町は昨年の7月にユネスコエコパークに認定されました。

そこで、赤谷プロジェクトといたしまして、メンバーが綾町の研修を昨年12月に行いました。綾町は人口約7,500人で、みなかみ町合併前の旧新治村と同じくらいの人口であります。面積は1万ヘクタール弱で、旧新治村の約半分ということでございます。綾町は、エコパーク登録されたことで、町民が町に誇りを持ち、自然と共生し、調和のとれた地域活動をさらに充実、発展させていくことになりました。また、国際的に評価されることで、メディアにも取り上げられ、国内外から訪れる人が増加いたしました。この研修後、参加者からは、赤谷プロジェクトも今後この綾プロジェクトの取り組みを積極的に学び、生物多様性の保存に基づいた地域づくりを進めていきたいとの意見がございました。

ここで町長に質問ですが、この綾町の事例を鑑み、同様の取り組みを展開中のこのみなかみ町もエコパーク申請する考えがあるのかをお伺いいたします。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 今、綾町のエコパークこれの現地調査の結果に基づいてご質問いただきました。現地を見ていらっしゃる方に見ていない人間が答弁するというのは非常に辛いんですが、現在の状況についてお答えさせていただきます。

ユネスコのエコパークについては、ユネスコが認定している世界遺産、先ほど富岡の世界遺産の話がありましたけれども、世界遺産の中の自然遺産として、特色のある自然を手つかずのまま保護するというのが自然遺産の世界遺産認定の根拠だそうです。原則だそうですけれども、今ご指摘がありましたように、このエコパークについては、自然環境のみではなくて、伝統や文化などの維持を行いながら、自然と人が共生する持続可能な地域づくりを目指す地域と、こういうものを認定するんだというふうに聞いております。

これについてももうご存じだと思いますが、保護を目的としたコアエリア、核心地域、そして自然環境の負担のない範囲で環境教育やエコツーリズム、調査研究活動などに使用する緩衝地域、バッファエリアと言っているようですけれども、人と自然が共生しながら経済活動等を行う移行地域、トランディッションエリア、この3つのエリアがその組み立てられてエコパーク全体の構想になるということで、単純に保護をするだけという世界遺産とはやや異なるということだそうです。つまりお話がありましたように、人と自然のかかわりの中で地域づくりを行っていくというのが特徴だというふうに聞いております。

このエコパークについては、1976年にユネスコ人間と生物圏計画NABと言われているそうですけれども、Man and Biosphereということで、どうもこれを訳すと人間と生物圏ということだそうです。そのもとに実施されている生物圏保存地域（Biosphere Reserves）を日本国内でエコパークというふうに呼んでいるそうです。

それで、2012年つまり昨年の7月現在の数字を抑えますと、世界で117カ国610地域が登録されているというふうに数字がございました。ここからこんなところがありますよとデータがあるんですけども、読みにくいし読んでも多分イメージがわからないと思うので、省略させていただきますけれども、国内でいうと1980年に、ですからこの計画が始まって1976年から4年後ですから、早々にということですけども、志賀高原と白山と大台ヶ原・大峰山、屋久島と計4カ所が登録されたということです。

そして、今お話がありましたように、綾のエコパークの登録が昨年2012年ですから、この間が約30年ぐらいあいているんですね。つまりこの30年間にこのエコパークというものが日本で余り評価されてなかったんだらうと思います。そして、今のお話がありましたように、町の方々とそして林議員もご一緒になられて現地調査を綾町の視察をしていただきました。そのときに今お話がありましたように、多くの方がぜひみなかみ町でも展開できないだろうかという認識をお持ちになったということで、その辺の報告を受けております。

しかも赤谷プロジェクトがいわゆる森林を生物の多様性を確保しながら維持管理していくという第1期生で、その後が続いてきた綾の照葉樹林プロジェクトというものがエコパークに認定されたということで、先輩格の赤谷プロジェクトとしては、あるいは赤谷プロジェクトエリアがそういうところにきわめて合致するのではないかというお話を伺って、なるほどなというふうに思っているところです。このなるほどなというのは私の認識でございます。

ということで、綾については、照葉樹林、これが大切に残っているということで、照葉樹林プロジェクトの方々が中心的な役割を果たされたということですから、みなかみ町で進めるに当たって、赤谷プロジェクトについては、周辺の方々と連携して動いている話ですから、そういう方々のご協力の中でこの運動をさらに強めていただければありがたいというふうに思っているところです。

今のところを繰り返しますと、みなかみ町が守る、生かす、広めるということで、みなかみ・水・「環境力」宣言をやっておりますので、まさにそういう趣旨に合致したのがユネスコのエコパーク構想であるというふうには理解しております。

そして、今お話がありましたように、ブランド化、あるいは知名度アップ、イメージアップ、そして国内だけではなくて、ユネスコのエコパークということで、外国の方々にも知られているようですから、インバウンドにも効果的だろうと、そしてお話がありましたように、地域の子供のみならず、大人にとっても地域の誇りだとか、郷土愛というものはぐくまれるきっかけとしていいのではないかというふうに思っているところです。

さて、そこからの話ですけども、どのような事務手続を踏み、どういう組織体制であるべきなのか、あるいはエリアとして先ほどお話がありましたどのぐらいのエリアをさっきご説明した核心地域、緩衝地域、移行地域、これをどうくくってコア地域と移行地域のバランスであるとか、この辺についても検討していかなければいけないと思っております。

今申し上げられることは、赤谷プロジェクトの皆さんを中心として、大変エコパーク

の指定に向けて動いてみたいという方々がいらっしゃいますので、町としても一緒になって、今申し上げた部分の専門的な勉強しなければいけないとか、あるいはそのエリアを確定していく、構想していくに当たって、各種の法令であるとか、その他のものと調整しなければいけないといったようなことについては、町が支援、ご協力するという形でやっていきたいというふうに思っております。

まとめた言い方を申し上げますと、赤谷プロジェクトの方を中心として、ぜひエコパークの認定に向けて力を入れていきたいというお話も聞いておりますので、それについて町ができる支援をやる中で、具体化に向けての勉強を重ねていきたいと思っております。その際の専門家の招致等々については、町がご協力するということが適切なのではなからうかというふうに思っておりますのでございます。

以上、まず最初の答弁とさせていただきます。

議長（森下 直君） 林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 町長の答弁でこのみなかみ町も観光教育、エコツーリズム等持続可能な取り組みをずっと続けていると、伝統や文化の保護というようなところで、人と自然とのつながりをずっと持っているんだという話です。先ほどの話の中で、観光力宣言をしているその内容と合致しているんだということでございます。

これからの手続上、事務手続ですとか、エリア分けですとか、あとは専門的な勉強が必要になるんだというお話で、その専門家の招集ですとか、そういうことに関しては、町が支援していこうではないかというお話をいただき、うれしく感じているところでございます。

先ほどの話の中で、登録になればブランド力が図られ、知名度、イメージアップにつながるというような話をいただきました。綾町は、森林保護、観光教育、エコツーリズムなどで持続可能な地域づくりが大きく評価されたところであります。その中で資源循環型社会の構築実践ということがありまして、CO<sub>2</sub>の削減等の働きもあったというのがその評価の中にございました。みなかみ町でも奥利根アメニティパーク、それからみなかみ町資源リサイクルセンターなどそういった資源循環型の実践も行っております。

その中で、アメニティパークでつくられるRDFの幾つかの処理費ですとか、そういった課題がありますけれども、その解決のために昨年の8月に厚生委員会で視察研修を行いました。水沼駅で稼働しております有機物磁気熱分解温水装置です。詳細につきましては、委員長報告で説明させていただきましたので、ちょっと割愛させていただきますけれども、廃棄物の有効利用、経済的なエネルギー循環型の装置なわけです。この有機物磁気熱分解温水装置の活用をうちの町はどう考えているかということで、第二質問とさせていただきます。

議長（森下 直君） 町長、答弁。

町長（岸 良昌君） エコパークからアメニティパークということで、ちょっと戸惑っておりますけれども、アメニティパークについては、各種の問題があつてこれは解決していかなければいけないというふうに思っています。端的に申し上げて、RDFについてうまく活用

できる、あるいはうまく処理できないかということで、昨年夏だったですか、委員長のもと厚生常任委員会が水沼駅温泉センターの中に設置されている有機物磁気熱分解温水装置、これを調査に行かれたということについては、報告書もいただいて見ておりますし、担当からも話を聞いております。

そんなこともありまして、この間この熱分解による温水装置を試験的にどこかに導入できないか、導入するとすればどういうところで効果的かということで、具体的には遊神館の源泉の温度が低いので、これをうまく活用して加熱できないだろうかということについて、文書上検討して導入可能ではなかるうかといったようなところまでたどりつきまして、どのぐらいのコストがかかるのかという計算をした際に、いずれにしても多額な費用がかかるので、補助金頼みといいますか、適切な活用できる資金はないだろうかという研究をしたところ、環境省が小規模地方公共団体対策技術率先導入事業と、地方の公共団体がやる先進的な導入については、小規模なものを補助してもいいよという事業制度があるということがわかりましたので、実は24年度ということであると、大分後のほうになってからこれの補助がもらえないだろうかという動きをしたことは確かですけれども、24年度は無理だということになりまして、25年度に再度環境省の補助金を申請していきたいと思っています。その可能性については、まだ確認はとっておりませんし、そして、その補助金の範囲内の試験的な機器導入として、どのぐらい活用できるかということについては、まだ十分詰まっておりますけれども、そんな方向で、今ご指摘のありました厚生常任委員会も調査してきていただいた有機物磁気熱分解温水装置というものを試験導入すべく努力していきたいと思っています。

議長（森下 直君） 林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 導入可能だということで、いろいろな補助金の申請に努力していただいているという答弁で心強く感じたわけです。

その研修のときに委員の中から小型の装置もあるということで、除雪、融雪なんかにもうまく使えるのではないかというような意見もございまして、あとこの季節本当に寒いので、熱交換して水道の水をお湯として町民に分配するというような活用方法もあるかと思っています。

特に水上地区の融雪につきましては、道路に散水をして融雪しているということで、歩く人には大変不便をしいていますし、通った車も車の裏にかなり氷がついてしまつてすごく不便だというような意見も聞かれます。そういったところにいろいろな活用としてこの熱源を利用できるのではないかと思います。いかがでしょう。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 林議員は現場を見てらっしゃるので信頼感があるんだと思うんですけども、すみません、私はまず試験導入だろうと、どういう効果がどのぐらいあって、どのぐらい温水ができて、その維持管理に、あるいは設備費がどうなんだろうと、まずひとつ先ほども試験導入と申しましたけれども、そういう中で効果を見ながら次の展開の話になるのかというふうに思っています。

ただいま林議員の期待が大きいということは、現地を見られた感想としてそうなんだろうと思いますけれども、ここはちょっと慎重に、まず何とかうまい補助金を見つけて、1カ所で導入してみてその結果を検証するということがまず必要かと思っているところがございます。

議長（森下 直君） 林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 試験導入ということと、補助金のこれからのなり行きということで、私としても大きな期待をしているところであります。

こういった形の取り組みが先ほどの最初のエコパーク認定の評価につながるということでございます。

一番先に町長の答弁の中にありましたこのみなかみ町は、みなかみ・水・「環境力」宣言、これをしておりまして、自然を守る、生かす、広める、これをコンセプトにしております。ユネスコエコパーク登録されるされないこの云々は別といたしまして、認定されるための努力、また勉強ということは本当に無駄にならずにそういった実践が現在行っている地域活動のさらなる充実、発展につながり、ひいては町民の幸せにつながるものと理解しております。

エコパーク登録への積極的な働きかけ、進行これを希望いたしまして、一般質問とさせていただきます。

議長（森下 直君） これにて6番林一彦君の質問を終わります。

通告順序3 9番 林 喜美雄 1. きらりと光るみなかみブランドの育成支援について

議長（森下 直君） 次に、9番林喜美雄君の質問を許可いたします。

（9番 林 喜美雄君登壇）

9番（林 喜美雄君） 6番林喜美雄であります。

ただいま議長にお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

きらりと光るみなかみブランドの育成支援についてということで、きらりと光るところにポイントがあるわけですがけれども、みなかみブランドと申しますと、古来より谷川岳、雄峰谷川岳にまつわる全国的に、あるいは世界にも知れた霊峰があるみなかみ町でございます。なお、近年においては、たくみの里等の取り組み等、全国に名を知られておるよう、まさにみなかみブランドでございます。

そんな中で、もう少しほかの角度よりみなかみ産の光るものが町の内外に発信できないか、そしてこの町をもう少し高めるために何かというような思いで質問させていただきます。

1点目ですけれども、まずブランド米、水月夜が昨年の秋に生産組合が生産しまして、ブランド名を町民公募の形で命名がされました。これは米生産者、近年の米価の低迷が久しく続いている中で、もう少し有利な販売ができないか、もう少し後継者が育つような米

作ができないかというような思いの中で立ち上がってきたのだらうと思いますけれども、いずれにしても、この中山間地域における零細な米作農家であります。そして、大半は自給的な農家であって、自給的な農家はともかく販売農家においては、少しでも手取りを増やしたいとこんな思いでいるわけですが、皆さんご存じのように、川場の雪ほたかにおかれましては、既にブランド化を進め、二歩三歩先を行っているわけですが、また組織も株式会社雪ほたかというようなことで、自立をしていこうというような意気込みで取り組んでおるようでございます。

なお、隣の高山村においては、月あかねというような命名をされ、今後そういったブランド間、産地間の競争にもなっていくだろうというようなところでございます。

せつかくこういった組織が立ち上がっておりますので、これらについても一押し二押しを町のほうからもご支援をいただければいいのではないかとそんな思いでございます。町長の考え方、あるいは町の姿勢についてまず1点伺いをさせていただきます。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいまお話のありました水月夜でありますけれども、これは林議員のほうがよくご存じだと思います。生産組合員として44名を組織して、平成24年に開催された各地の食味コンクールこれで入選されたということで、それぞれ先ほどお話がありましたように、町内で多くの農業者が米をつくってらっしゃいます。自家消費の農家が多いというお話はそのとおりですが、とは言いながら例えば農家民泊で来ていただくか、あるいは直売所で自分ちの米を売るとか、その他の形で出されるといったようなことで、米おいしいのはわかっていますから、これをどういう形でい続けるかということでやってきた結果が水月夜ということだと思います。

この名前が決まる前から農家の方がいわゆる雪ほたか等を見做ってブランド米の生産、それで付加価値を付けようということをやってらっしゃいました。そして、23年にはこのみなかみハピネス計画の中のブランドマーケティングプロジェクトという中で、ドール等の企業、あるいはまちづくりを後援してくれた方々に紹介して都市の反応を探るといったようなマーケティング活動をやってきました。

高付加価値をつける形で、2合入りの袋を6個の桐箱に詰めて、生産者、あるいは生産方法というものをご説明した資料を同封して、それを和紙で、あるいはたくみの里で出していますのしといったものをつけて提供するというようなマーケティング活動も行いました。そして、そのことによって23年度に贈答用、あるいは商品の問い合わせ、注文等も個別にやったということですが、そういう状況を踏まえて、株式会社ドールが100箱購入していただいたといったようなことがあります。

そして、これについてはご存じだと思いますが、東芝の炊飯ジャーの販売促進について、水月夜をプレゼントとして使うといったような企画が立ち上がったので、その広報会社の電通に500グラム入りのパッケージを2,000個、すなわち累計1,000キロ購入してもらったといったようなことがありました。これらが一つのマーケティング活動、あるいはブランドを確立するに当たってのPR活動ということになりますが、今のことに



については、みなかみハピネス計画の連携としてやっておりますので、ある意味町としてブランド化への支援をやってきたということでございます。

そしてまた、水月夜のネーミング決まって各種のコンクールに参加するという部分につきましては、昨年補正予算の中で地場産業振興対策事業ということで、議会にお認めいただいて支援してきたところです。

水月夜の名前を決めるについても、お話があったように町民から募集しまして、206件の応募があり、そして、水月夜に決定してきたということですし、先ほどのその名前を挙げるための米のコンクールへの参加ということについては、第9回お米日本一コンテスト in しずおか2012、これについてはエントリー422点中に2名が上位6点にしか与えられない最高金賞を2名の方がとり、つまり水月夜がそのうち2つ入ったということですし、そして、その次のランクの24点に与えられる金賞については、4名の方が受賞されたということです。そして、木島平の第14回米・食味分析鑑定コンクール国際大会、これについては、本多正典さんが上位15点のうちの1点ということで、最高金賞を受賞しております。

それ以外にも大阪府のいっちゃんうまい米コンテスト、これについては、306点のうち上位36点が通途した最終審査に水月夜が2名の生産者が残ったといったようなことで、コンクールにおける水月夜の評価というものも徐々に実績を積んでいただいている、これについても若干なりとも町の支援策というものが功を奏しているのではないかと考えております。

それで、今後については、販売部分のブランド米ということは大変重要ですが、改めて地産地消の視点から、みなかみには多くの旅館、飲食店がございますので、そこで活用する中から町内の旅館と連携し、みなかみの観光に来るとこんなおいしい米が食えるよといったような旅館のイメージを上げると同時に、みなかみのイメージを上げるといったようなことの働きかけで、生産組合と商工会が連携を始めていただいているところでございます。

ブランド米を確立するという事は、農業振興だけでなく、地域そのもののイメージを高める、そしてその地域のブランドが醸成されることによって、米の価値も上がっていくということです。

今、申し上げましたことについては、多くの全国の自治体が取り組んでおりますので、多くの方々の協力を得ながら、水月夜に対して、町、生産者、商工会、あるいは観光関係者等々と連携する中で進めていきたいと、これについては町としても先ほどから申し上げているように、この間も支援してまいりましたが、さらに支援してまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご支援をお願いしたいと思っております。

以上、まず最初の答弁させていただきます。

議長（森下 直君） 林喜美雄君。

（9番 林 喜美雄君登壇）

9番（林 喜美雄君） 丁寧にお答えいただきましたけれども、私のほうからも言おうかと思ったんですけども、食味コンクールの関係につきましては、今年の11月21、22日、

長野県木島平において、3,915点のうちの上位15位中の1点金賞に本多正典さんが入賞したとこのようにございます。なお、昨年度については、川場大会でまた当組合員の本多さん等々が入賞されたとこのようにございます。

なお、この木島平の大会には、小学生部門で古馬牧小、桃野小の総合学習の時間を利用して学校田といいますが、地域の人たちのお手伝いを得ながら食育ということもあるでしょう。お米の一生について学ぶというようなことの出品もございまして、この2校がともに特別優秀賞というようなことで表彰もされています。つけ加えるわけですが、なお、利根実においてもお米甲子園ということで、農業高校のコンクールにも出品をされています。

こういった権威ある大会でこのみなかみ町のお米が上位に入賞すると、もちろん雪ほたかについては常連ですし、そういう大会に一般的に有名とされている新潟のコシヒカリ、あるいは魚沼産というのはなかなか上位に入ってくることは難しいというのが現状であります。そういったことを考えると、この地域のお米については、気象条件、それから栽培者等々の肥培管理等々が優秀ないろいろな要素が総合的に量より質へと、おいしいお米に適している地域だということが証明されつつある、こういう状況でございます。

したがって、今町長のお答えにもありましたように、今後この組織をもう少し自立できていければいいかというふうに思いますが、かなり道のりは遠いかと思います。ぜひご支援のほうをいただければと、続けてお願いできればというふうに考えております。

それではこのように、次に2番目として、観光客等の来客者に提供される食やスイーツ、またはお土産などみなかみ町ならではの商品開発等々いろいろ皆さん努力をされておりますが、いまいちヒット作にちょっと恵まれてないのかと、その辺の認識は私はまだ認識不足なのかもしれませんが、いまいちかなという感じがするわけです。

それで、私どもはお客様等にみなかみ町の食べ物は何か有名なものがありますか、さてと困るわけです。何かお土産にいいものあるかねとこう言われた場合、さてお勧めはどうしましょうかというようなことがたまにあるわけですが、そんなことを踏まえながら、ぜひこれだけのみなかみ町ですから、みなかみブランドとして内外、特に来客の外側に向かって発信できるような商品の開発、あるいは既存の品物をもう少し磨きをかけて、ぜひ町として推奨できるようなものをもう少し作り上げていってはどうかと、そのことが町の経済にもつながる話でもありますし、そういったお考えが、あるいは現状、商工会の皆さん等々がこの地場産業振興対策事業等々活用の中で努力をされているわけですが、ぜひそういったヒット作を生むようにという、私からの提案ですが、今後の町の考え方やび町長の思いについてお伺いいたします。

**議 長（森下 直君）** 町長、答弁をお願いします。

**町 長（岸 良昌君）** 今、お話しありましたように、さてお土産に何だということについては、もう今はシンプルにたくみの里のヨーグルト持っていくか、生どら持っていくか、最近はどうブランドのジャム、そして、水月夜、これは500グラムを持っていくか、2キロを持っていくかありますけれども、その辺、そして、先ほどもお答えしたように、みなかみ珠玉ということで、桐箱なり地域の和紙なり、あるいは真田織という紐だとかその辺を

組み立ててブランド化をさせようということ、お土産には現実使っているところがございます。その辺をもっといいものをこれというものがほしい、あるいは町民全てがこれだというものができればというお話はそのとおりだと思っています。

どういうふうにやってくるのかということですが、地域の資源を生かした新商品をつくり出して、名物として観光客やデパートなどの市場に提供できるようになれば、みなかみブランド力が高まっているということで、そういう点から見てもヒット商品というのは、観光振興にもつながってくると、ご指摘のとおりでございます。

商品開発のときに、例えば大企業が商品開発して全国展開するというものの商品開発の仕方と、そして、地域で生産されているものを地域の人が地域で生産されている原材料を使って、地域がつくって、地域の事業者がやっていると、そのときにやはり地域の特性だとか、地域文化だとかということについては、こだわりを持ってやっていくのがブランド力をつけることなんだろうというふうに思います。その辺とは大量生産、大量消費という商品のヒット作を開発することと、個性のある少量生産、少量消費、あるいはストーリーのある商品のブランドをつくり上げていくということは違ってくるんだろうと思います。

それで、この間、先ほど第1問ということでお答えしましたブランド米水月夜、これについては、みなかみのお米が生産量としてそんなに多くはない、その中できちっとした水準のものをつくり上げて喜んでもらおうではないか、価値をつけて買ってもらうのではないかと、まさにブランドの確立だというふうに思っています。

今、お話のあったとおりですが、商工会が小規模事業者地域力活用新事業ということで、これは中小企業庁の支援の事業だそうですが、商品開発の現況としては、ヤーコン茶、桑茶、薬膳クッキー茶、そば煎桑、味噌どら、これらの商品が開発されたと聞いています。この開発された商品が展示会等では好評をいただいているということですが、今後は実際の生産体制の整備、あるいは販路の拡大、その販路を拡大する中で、喜んでもらえるいわゆるブランド力をつけていくということが大事なんだろうと思っております。

そして、この研究課題としては、今言った事業の研究課題ですが、和風と洋風の発酵食品、地元の素材を活用したグルメ観光地づくりというものをテーマにしまして、発酵系の漬け物の研究だとか、酵素玄米を使用した試食の開発、チーズなどの乳製品を使用した発酵系食品の開発といったようなことが調査対象として調査されているようです。今、町内の6事業者が参画しておりますので、これらの事業者、商工会と町も連携するという中で、商品開発が進んでいけばいいと期待しているところでございます。

それについて町がどう嚙んできたかということ、25年度予算にもそういう趣旨の予算がありますので、ご説明させていただきますと、商工会の組織を補助金の交付、あるいは人的な連携という形で支援しているところですし、予算の中で25年で申し上げますと、過疎債のソフト事業を活用しました地場産業振興対策事業、これで各種団体に対してのマーケティング開発、販売拡大に要する支援というものが行えるようにしております。

そして、新規事業としましては、緊急雇用創出基金事業という国の事業を活用いたし

まして、新商品販路開拓事業ということについても予算措置をしているところです。そこまですべてになりますけれども、今ご指摘の話というのは、まさにブランド商品をつくっていくということで、大変大切だろうと思っています。そんなことで、今後とも商工会と連携する中で、町を支援していきたいと思っています。

そしてまた、追加になりますけれども、先ほど雪ほたかと水月夜の比較の話がありました。やはり生産者が多く組織してその中できちっとした水準のものを水月夜というブランドで出していくということは、大切だと思います。それと同じように、今申し上げた新たに商品開発されたものについても、きちっとした商品の水準というものを確保する必要があります。

この辺につきましては、事業者さんから申請してもらってそれをどういう名前かは別として、そのブランドに適しているという認定をするという、一定水準の品質を担保する必要がありますから、そのための仮称になりますけれども、ブランドを認証する委員会、こういうものを立ち上げる必要があるのではないかと、そこで開発された商品の安全性、独創性、あるいは総合的な商品力というか、地域の材料をどれだけ使っているか、地域のどういうこととどう連携して何がPRできるんだといったようなことですけれども、そういうものを何とか25年度の末ぐらいには認証できるようなところまでいけるように、25年度に入ってからブランド認証委員会の考え方を進めていきたいと思っています。このことがある意味でブランド商品を開発する支援にもつながるのかというふうに思っています。

長くなりますけれども、ブランド認証に推薦してもらおうということは、それが該当しなかったということになったときにがっかりするのではなくて、こうこう、こうこう、こういうところを改善するともっとよくなりますねということで、商品開発しようとする事業者に対しての支援にもつながっていくのではないかとこのように思っています。ですから、うまく認証委員会みたいなのが組織できれば、それは認証するだけではなくて、商品開発に対して底上げしていくという効果もあるのではないかとこのように期待しているところです。まず25年に入って徐々に取り組んでいきたいと思っているところでございます。

議長（森下 直君） 林喜美雄君。

（9番 林 喜美雄君登壇）

9番（林 喜美雄君） おっしゃるとおり物は小さくも、あるいは量的には少しでも表題にあるようにきらりと光るものがあれば、要するに大量生産はこの地ではちょっと無理ですから、この地域に合った少量限定で光るものが生み出せれば、あるいは今あるものにもう少し光り輝かせる、磨きがかけれればそういうのに必ずつながってくるだろうとこんなふうにも思いますので、ぜひその認証制度等々の検討をされて、ぜひこのみなかみ町をPRしていただき、そしてまた、県にもこのイメージアップ推進室等があるそうですので、そういったところとの連携も必要かとこんなふうにも思いますので、ぜひ努力をしていただければありがたいとこんなふうに思います。

では3点目に入らせていただきます。

教育旅行についてであります。

グリーン及びアグリツーリズム推進の中で、各種体験を伴う旅館、ホテル、民宿等々宿泊施設と農家泊、民泊のセットでの受け入れが可能な地域に唯一と言って過言ではないんだと思います群馬県で最大の地域になりつつあります。これは滞在型の群馬県として、形はないわけですが、無形のみなかがみ町のブランドになりつつあるかというふうに思っているところでございます。

旅行協議会が立ち上がって4年ほどたつかと思うんですけども、当初は2団体の受け入れと、24年度72団体を受け入れるのに至ったそうでございます。全部宿泊するわけではなくて、体験だけとか、あるいは宿泊のみで帰る、そういったお客というか、子供もいるわけですが、特に教育旅行という名のごとく、今も大都会の小学生から大学生ぐらいの簡単に言えば学生さんが修学旅行のような形、あるいはサマースクールのような形、あるいは校外活動の一環として自然、あるいは農業体験、里山体験等々を通して、自然に触れ合いながら学ぶということで、特に重要なのは、ホテル、旅館泊と民泊をセットにして受け入れるところはないですかという問い合わせに対応ができるのがこのみなかみ町だということです。この受け入れが決して既存のホテル、旅館、あるいは民宿さん等を圧迫するのではなくて、セットでできないかということでその分はふえるわけですから、この町にとってもこれは大いに唯一ふやす方向でいくのがこの町のためにもなるのかとそんな感じがしております。

まだ組織も立ち上がってよちよち歩きでございます。こういった組織が本来なら自立してこの組合がひとり立ちできれば一番いいんでしょうけれども、その前に当分の間、町にお世話をいただかなければちょっとまだ歩んでいけないのかという感じがしていますので、その辺についてまた町長のお考えをお伺いをするものであります。

議長（森下 直君） 町長、答弁。

町長（岸 良昌君） 教育旅行、先ほどお話がありましたように、平成21年の夏にみなかみ町教育旅行協議会というものが組織されたと聞いております。そして、近傍でいうと長野県が相当進んでいたのが群馬県としても取り組めるということで、熱心に取り組んでいただきまして、今お話がありましたように、いわゆる自然体験、農業体験を含めた教育旅行という形では、みなかみが群馬県で最も進んでいるというふうに理解しているところです。

みなかみの場合ですと、アウトドア体験だとか、一の倉のハイキングだとか、さっき申し上げた農業体験、自然体験に加えてですけども、陶芸をやったり、うどん打ちをやったりということが出来る、総合的にいろいろな体験ができるということも一つのメリットだろうと思います。

ちょっと今お話のあったことですが、数字的に申し上げますと、21年が226人、ところが22年これには25団体、3,000人を超えるという数字にふえています。23年で65団体、7,887人、そして、24年度が今お話のあったのとちょっと数字が違うんですが、ごめんなさい、これは2月末までですから66団体、6,545人ということで、この間急激に伸びてきている、これは受け入れている方々のご努力だと思いますし、先ほどお話がありましたように、農家民泊とそして今の子供たちに適合した形で、

ほかの1泊は旅館にも泊まれる、ホテルにも泊まれるという組み立て方が非常に好評を博しているというふうに聞いています。これについては、林議員のほうがよくご存じでしょうけれども、教育旅行の登録農家数が150軒ということになっておりますし、24年については、102軒の農家がそのうちで実際に受け入れていただいているということでもあります。

そしてまた、教育旅行の枠ですけれども、その枠内の話ではありますが、台湾から随分多くの高校生というか、高級中学校ですか、これ来ていただいています。私が知事と高雄に行っているときもちょうど高雄の高校生、高級中学校の生徒が我がみなかみ町に来ていたというぴったり重なったタイミングでしたけれども、この辺については、台湾については、議員さん方大変勉強していただいて、そういう縁もありまして、台湾から来た方に聞かされてなるほどなと勉強したのは、自然体験、農家民泊と学校における交流が組み立てられていれば、台湾政府のほうが高校に補助金を出しているんだということを聞きました。なるほどなと思いましたし、今非常にふえてきており、この台湾からの数字を申し上げますと、24年度が10校、416人、それで23年度の3.7倍にふえているということで、23、24でいうと12校、528人ということですし、さっき申し上げたように、受け入れていただける農家数もふえてまいりましたので、これからも引き続いて受け入れ体制の充実を図っていきたいというふうに思っています。

逆の言い方になりますけれども、さっき申し上げた高校生が群馬県の高校と交流すると、ここがみなかみ町ということになると利根商一つですし、利根郡でいっても5校しかないと、この辺については、先般のときも県の教育委員会と連携して、たしか藤岡、前橋で交流してみなかみに泊まってくれたというふうに聞いていますけれども、この辺の調整というものについては、町が積極的に県の教育委員会なり、あるいは他のところに出て行ってお願いするというのをやらないとネックになってしまうかという危機感は持っております。

いろいろ言いたいことだけ言いまして、余りずばりの答弁にはなっていないかもしれませんが、林議員も受け入れ農家として大変ご尽力いただいているということを含めまして、町も教育旅行協議会とタイアップして、ぜひこの教育旅行については強化していきたい、町のできることにについては、各般について協力しながらやっていきたいと思っているところでございます。

議長（森下 直君） 林喜美雄君。

（9番 林 喜美雄君登壇）

9番（林 喜美雄君） 次のところで言おうと思ったんですけども、町長に言われてしまいました。県の国際観光協会等々のあっせんもありまして、今言われたように台湾等の国際的な受け入れにもつながっております。

町長もよく承知のようというので、先般この2月25日から我々も実はそちらへ出向いて行ってきました。みなかみ町を訪れていただいた各学校、それから、相手先の教育旅行連盟の総会長さん等にも面談をしながら、御礼方々またみなかみ町をよろしくということで、我々も行ってまいりまして、大変学校側も真剣に受けとめて歓迎もいただきま

して、また再会を約束してきたような次第でございました。

ということで、この会もそうやっていろいろなボリュームがふえていきますと、マンパワーというか、事務局体制も大変でございますので、その辺のまたお力添えもいただきながら、いい形でこの町にこの教育旅行の受け入れが根づいていけばいいのかというふうに考えております。

大分ほかにも有名になりまして、視察等も先般この町に来ていただくようなことになりまして、そういった面では群馬県の中に先進地になりつつありますが、ぜひ今後ともお力添えをいただければというふうに思っています。

なお、つけ加えると、韓国の学生さん等も民泊ができないかというような問い合わせも来ているそうです。そんなことで、いい形でのみなかみブランドとしての受け入れの形ができれば、ホテル、旅館さん等々もその分だけお客さんがふえるわけですから、お互いにいい形になるわけです。とともに、この農村、あるいは日本の文化、歴史等々学んでいただく、民泊というのはじかに宿のお父さん、お母さんと接する関係上、大変単なる泊まって帰るのではなくて、その後の交流にもつながるし、また、子供さんによっては、帰ってからまた親たちと訪れたと、谷川へ来ました、たくみの里へ来ましたというようなことにつながっていますので、将来的にもつながっていくようなことになるので、大変いいのではないかとそんなふうに考えております。

最後に、受け入れた子供からのつたない手紙を紹介します。

東京都の豊島区立巣鴨北中学校の2年生ですけれども、女の子ですけれども、「この間は農業体験をさせていただきありがとうございました。ふだんはあんまりこういう体験はできないので、とても楽しかったです。農業体験が終わりを迎えようとしているとき、このときが楽し過ぎてあと1週間ぐらいいたい気持ちになりました。お別れのときは悲しくて涙が出そうになりました。こんな楽しい思い出がつくれたのはお父さん、お母さんのおかげです。また今度お会いできることを楽しみにしています。お元気でいてください」特別な文章ではないわけですが、コンクリートジャングルの中で過ごす子供たちが土に触るのは校庭の庭だけだというような子供たちがジャガイモ掘りをしたり、あるいは里山の竹切りをしたりとか、そんなことのつたない、我々にとっては日常なんですけれども、彼ら、彼女らにすると非日常的な思い出に残る体験につながっているようです。したがって、学校等とも大変教育的価値が高いというような評価をされているそうですので、今後そういった学校が増大してくるというようなことが考えられます。

以上、3点ほどについてお答えをいただいたり、また私の思い等を伝えさせていただきました。

最後になりますけれども、テーマにありますように、きらりと光るということで、光るものが生まれればそこで働く人、近くに生きる人も光って人間も光るかそんなふうに思います。ぜひこの町が光り輝く町でありますよう、そしてそのことが経済にもはね返ってきます。そんなことを思いながら、生き生きとした光る町であると同時に、品格のあるすばらしい町に醸成されますことを念願して、私の質問を終わります。

議長（森下 直君） これにて9番林喜美雄君の質問を終わります。

散 会

議 長（森下 直君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。  
あすは午前9時より一般質問を行います。  
本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（14時38分 散会）